



大正十四年二月

【代 謄 寫】

外國植民地制度梗概【一】



文 書 課

3
6

正誤表

頁	行	正	誤	頁	行	正	誤
六	二四	事項の外	事項の前	八五	一〇	全體を一つの	全體を二つの
七	二二	通告してゐる	通告してゐて	八五	一〇	提言の方法	提言方法
七	一六	決議案	議案	八五	一〇	被缺者の就任當日	被缺者の就任當日
七	一六	ベンガル州	ベンガル	八五	一〇	議長	議長
八	一六	議院	議院	八五	一〇	代衣者	代衣者
八	一六	行ふ所の	行ふ品の	八五	一〇	委員の	委員の
八	一六	以外	以前	八五	一〇	任期内に於て	任期内に於て
八	一六	領土	領土	八五	一〇	下記の方に	下記の方に
八	一六	屬すと	屬する	八五	一〇	防く	防く
八	一六	Asylum	Asylum	八五	一〇	附せらるる事	附せらるる事
八	一六	給水	治水	八五	一〇	本憲	本憲
八	一六	裁判所	裁判品	八五	一〇	設置せらるると	設置せらるると
八	一六	印度立法議會	印度議會	八五	一〇	當時行政	當時行政
八	一六	結果	結果	八五	一〇	官史	官史
八	一六	立法議會議員	立法會議	八五	一〇	通過後	通過後
八	一六	借家人	借家人	八五	一〇	北愛蘭との	北愛蘭との
八	一六	三六留比	五六留比	八五	一〇	直接間接	直接間接
八	一六	五〇一五〇留比	五〇一五〇留比	八五	一〇	「クエック」	「クエック」
八	一六	過去	過去	八五	一〇	總人に	總人に
八	一六	地方都事會	地方都事會	八五	一〇	共人に	共人に
八	一六	六十四名の州會議員	六十四名の州會議員	八五	一〇	與へられたとの	與へられたとの
八	一六	特別選舉	特別選舉	八五	一〇	「クエック」	「クエック」
八	一六	(二)(5)(6)	(2)(5)(6)	八五	一〇	家資分散	家資分散
八	一六	(2)(5)(6)	(2)(5)(6)	八五	一〇	他の領地境界	他の領地境界
八	一六	法律上三年	上三年	八五	一〇	民事の	民事の
八	一六	對して	致して	八五	一〇	人口を	人口を
八	一六	作らば	取らば	八五	一〇	外國會社、經濟社	外國會社、經濟社
八	一六	特に	特に	八五	一〇	議會	議會
八	一六	條項	條項	八五	一〇	院	院
八	一六	「支給金要求書」	「支給要求書」	八五	一〇	選舉令狀	選舉令狀
八	一六	七十五名より五十五	七十五名乃至五十五名	八五	一〇	本法所定	本法所定
八	一六	三三	三三	八五	一〇	有資格者	有資格者
八	一六	三三	三三	八五	一〇	令狀	令狀
八	一六	三三	三三	八五	一〇	秩序	秩序
八	一六	三三	三三	八五	一〇	選舉令狀	選舉令狀
八	一六	三三	三三	八五	一〇	意見を	意見を
八	一六	三三	三三	八五	一〇	口頭又は	口頭又は
八	一六	三三	三三	八五	一〇	選出せらる	選出せらる
八	一六	三三	三三	八五	一〇	選舉令	選舉令
八	一六	三三	三三	八五	一〇	縣會議員	縣會議員
八	一六	三三	三三	八五	一〇	千八百七十五年	千八百七十五年
八	一六	三三	三三	八五	一〇	領有地より各	領有地より各
八	一六	三三	三三	八五	一〇	公共事務	公共事務
八	一六	三三	三三	八五	一〇	植民地經費	植民地經費
八	一六	三三	三三	八五	一〇	海軍大臣及植民大	海軍大臣の報告
八	一六	三三	三三	八五	一〇	亦「亦」は又の誤	亦「亦」は又の誤
八	一六	三三	三三	八五	一〇	四ヶ年間	四ヶ年間
八	一六	三三	三三	八五	一〇	四ヶ年間	四ヶ年間

(七)(六)(

一八六一年の會議法
一八九二年の印度會議法

- (一)
- (二)
- (三)
- (四)
- (五)
- (六)
- (七)
- (八)
- (九)
- (一〇)
- (一一)
- (一二)
- (一三)
- (一四)
- (一五)
- (一六)
- (一七)
- (一八)
- (一九)
- (二〇)
- (二一)
- (二二)
- (二三)
- (二四)
- (二五)
- (二六)
- (二七)
- (二八)
- (二九)
- (三〇)
- (三一)
- (三二)
- (三三)
- (三四)
- (三五)
- (三六)
- (三七)
- (三八)
- (三九)
- (四〇)
- (四一)
- (四二)
- (四三)
- (四四)
- (四五)
- (四六)
- (四七)
- (四八)
- (四九)
- (五〇)
- (五一)
- (五二)
- (五三)
- (五四)
- (五五)
- (五六)
- (五七)
- (五八)
- (五九)
- (六〇)
- (六一)
- (六二)
- (六三)
- (六四)
- (六五)
- (六六)
- (六七)
- (六八)
- (六九)
- (七〇)
- (七一)
- (七二)
- (七三)
- (七四)
- (七五)
- (七六)
- (七七)
- (七八)
- (七九)
- (八〇)
- (八一)
- (八二)
- (八三)
- (八四)
- (八五)
- (八六)
- (八七)
- (八八)
- (八九)
- (九〇)
- (九一)
- (九二)
- (九三)
- (九四)
- (九五)
- (九六)
- (九七)
- (九八)
- (九九)
- (一〇〇)

317

658

外國植民制度梗概 一

目次

第一 英領印度

一 印度立法會議(沿革)

- (一) 一七七三年以前に於ける統治形式……………(一)
- (二) 一七七三年の統治法……………(一)
- (一) 一七七三年の新法……………(一)
- (2) 一七八六年の新規の改正案……………(一)
- (1) ベンゴールに於ける行政會議の組織……………(二)
- (三) 一八三三年の特許法……………(二)
- (四) 一八五三年の特許法……………(三)
- (五) 一八六一年の會議法……………(三)
- (六) 一八九二年の印度會議法……………(四)
- (七)

二

(八) 一九〇九年の會議法……………(五)

(1) 組織……………(五)

(1) 官吏議員……………(五)

(1) 非官吏議員……………(六)

(2) 權限……………(六)

二 州の立法會議(一九二二年統治法)……………(七)

三 一八三三年の特許法施行以後に於ける行政上の變革……………(九)

(一) 印度に於ける行政會議々員……………(九)

(二) 一八五八年印度が皇帝に奉還後の統治機關……………(一〇)

四 一九一九年の印度統治法……………(二)

(一) 中央(印度政府及印度立法議會)……………(二)

(二) 議會の組織議員選舉方法其の他……………(一五)

(1) 印度(中央)立法會議……………(一五)

(2) 地方議會の構成……………(一六)

(3) 選舉人系統……………(一七)

(1) 普通選舉人團……………(一七)

(1) 特權選舉民團……………(一九)

(4) 被選舉資格……………(一九)

(5) 上下兩院官選議員の議席……………(二〇)

(6) 議會の權退……………(二〇)

五 地方の自治市……………(二〇)

(一) 自治市に於ける議員の選舉及任命……………(二四)

(二) 印度の田舎地方に於ける行政……………(二六)

六 印度統治法抄……………(二七)

一千九百十五年七月二十九日公布……………(二七)

一千九百十六年八月二十三日改正……………(二七)

一千九百十九年十二月二十三日改正……………(二七)

三

第二 海峽植民地の立法制度

四

一 立法議會の組織

(五)

二 立法會議の權限

(五)

第三 蘭領東印度の立法制度

(五)

一 蘭領東印度に於ける法令の種別及立法式

(五)

(一) 法律

(五)

(二) 勅令

(六)

(三) 總督令

(六)

(1) 平常の場合に於ける立法

(六)

(2) 非常の場合に於ける立法

(六)

二 會議

(六)

(一) 州會

(六)

(二) 國民議會

(六)

(1) 國民議會の組織

(六)

(2) 國民議會の權限

(六)

第四 比律賓

(七)

一 會議

(七)

二 豫算

(六)

三 立法

(六)

四 地方制度

(六)

第五 アルゼリア

(七)

一 沿革

(七)

二 本國議會への選出議員

(七)

三 會議

(七)

四 豫算

(七)

五 地方制度

(七)

五

第六 愛 蘭

一 沿革……………(七四)

二 會議……………(七五)

三 行政……………(七五)

四 愛蘭の自由憲法……………(七六)

第七 加奈太に於ける一千八百六十七年大英北米法律抄……………(二〇)

第八 濠洲聯邦組織法(一九〇〇年七月九日)抄……………(二三)

第九 ニュージールランド植民地代議憲法許容法
(一八五二年六月三十日)抄……………(二九)

第十 佛蘭西に於ける各植民地の代表……………(二九)

一 元老院の組織に關する一八七五年二月二十四日の法律……………(二九)

二 下院議員の選舉に關する一八七五年十一月三十日の法律……………(二九)

三 交趾支那植民地議會設置に關する一八八〇年二月八日の命令抄……………(三三)

(一) 植民地議會の組織……………(三三)

(二) 植民地議會の權限……………(三三)

四 交趾支那植民地議會に關する一八八八年九月二十八日の命令抄……………(三三)



外國植民地制度梗概 (一)

第一 英領印度

一、印度立法會議(沿革)

(一) 一七七三年 以前に於ける英領印度の統治形式は、ステュワート朝の時代に交附された勅許狀に依て保障され、革命後英國議會に依て確認された權限下に、東印度會社が定めたのである。

(二) 一七七三年の統治法

(1) 一七七三年の新法 は、ベンゴルの所領を一總督と、四名の評議員を以て、組織する行政會議の管下に置いた。

而して、新に評議員たるべき者の、姓名を法の明文に掲げ其の任期を五年とした。

(2) 一七八六年の新規の改正案 一七八六年ヘーステインズの後繼者として、ベンゴルに赴任したコーンウォリス卿が赴任に先ちて、行政會議の所置を取消す權利を彼に與ふことを頑強に主張した結果、新規の改正案が議會を通過し其の規定に依り、總督は「會社の緊切なる利益又は印度に於け

る英國領土の安全平和が阻害せらるゝ場合には「行政會議に於ける彼の同僚の處置を取消すことを得るに至つた。

總督が行政會議の決議を否認する権利を應用した實例の中、特に歴史的記載の價值ありとせらるゝは、リットン卿の場合あるのみ。即ちリットン總督は、一八七九年本國政府の壓迫に基き、行政會議の決議案たる英國より輸入せらるゝ綿製品に輸入税を賦課することを一部廢止するに至つた。

(三) **ベンゴルに於ける行政會議の組織** は一七八四年の印度統治改正法の結果改正され、四名の議員は三名に減員されベンゴル州の司令長官を是れに加へることとし、他の二名は宣誓せる東印度會社の社員を是れに任命することに至り、ベンゴルに於けるものと同様の行政會議がマドゥラス孟買にも設立されることになつた。

(四) 一八三三年の特許法の特色は、印度に於ける統治を集中統一せんとした點に存する。ベンゴル總督は、マドゥラス、孟買兩管區に對して「印度の内部に在る諸國と交渉をなし、宣戰をなし、平和を締結し、此等管區の軍隊收入を戰爭の爲めに使用するごき」に於てのみ監督を行ふ權利を有したのであるが一八三三年の法律は、先づ第一に財政を中央政府の手に收めた。

斯くて、ベンゴル總督は始めて印度總督と命名され、彼の政府は爾後印度政府と稱せらるゝに至つた。
(五) 一八五三年の特許法 立法會議なるものが公然印度に設置されたのは一八五三年の特許法に依る、

併し、此立法會議なるものは、行政會議なる名目の下に、總督及會議が以前より行ひ來つた職務を、表向きに認められたものに過ぎぬ。立法會議は、總督、行政會議々員(司令官、及四名の通常議員)の外次記の立法會議々員を以て組織する。

ベンゴル終審法院々長、

ベンゴル終審法院判事

ベンゴル、マドゥラス、孟買、北西諸州の各地を代表する四名の宣誓せる會社文官。此等四名の立法會議々員の職とする所は、「總督と行政會議々員とに行政官としての資格に於て知識を供給すること」にあつた。

總督は會議の決議案を否認するの權を有した。

一八五三年の特許法に依る立法會議は、以上の如く、只單に非官吏英人を包含せざるのみならず、印度士人は一名も入れてゐない。

(六) 一八六一年の會議法 東印度會社が印度を英國に奉還してから後三年、即ち一八六一年に印度會議法が制定せられた時には、立法會議中、數箇の椅子が非官吏議員に分與せられ、其の非官吏議員中には印度の士人を包含してゐた。

一八六一年の印度會議法は總督の立法會議中に於ける立法會議々員(立法會議員の中樞は行政會議

々員である)の数を倍加した。而して其の半数は非官吏議員である。同會議法は又此中央に於けるものと同様の立法會議をマドゥラスと孟買に於て設けることに依て、此等の州の爲めに、一時失はれたる立法権を恢復した。

此等州立法會議で可決された法案は、州知事又は副知事(副州知事が州を管轄する場合)の同意を得更に印度總督の同意を得る必要がある。知事總督の同意を得たる法令と雖も、英國皇帝は、印度事務大臣、印度評議會の注意に基き、是を取消すことが出来る。總督が立法會議と協同して制定せる法律も亦是と同斷である。

一八六一年印度會議法は、總督は危急存亡の場合六箇月以上效力を有せざる、併し法律と同等の效力を有する總督令を制定することが出来ること規定してゐる。

(七) 一八九二年の印度會議法は、從來の取極めに對し、注意に値する少数の變更を加へた。例へば印度立法會議の組織は次の如く改正せられた。

一、總督

一、六(又は七)名の行政會議々員

一、六名の官選官吏立法會議員(ベンゴルの副知事は官職上當然官選立法會議員たり)

一、六名の官選非官吏立法會議員

一、五名の推薦非官吏立法會議員(此中四名は四箇の州議會に於ける非官吏に依て選舉推薦されたる各一名の議員よりなり、他の一名は甲谷陀商業會議所より選舉推薦されたるものである。

右の表を見ると、一八九二年法に於ては、非官吏の要素が以前よりは餘程増加してゐること、甚だ廻りくゞい方法ではあるが、非官吏議員の或者が、始めて選舉に依て推薦任命さるゝやうになつたことが解かる又其の權限の範圍を擴張されてゐる。即ち、以前は立法上の事項のみ議題とすること出来たのに對し、今回は豫算案、詳言すれば翌年度に於ける政府の收入支出に關する案に就て討議し、印度政府の關員に對し質問をなすことが出来るやうになつた。

(八) 一九〇九年の會議法

(1) 組織 被選議員の数が著しく増加され、同時に政府は此種議員の数を漸次増加することを認めてゐる。該會議法の細則並に一九一二年に於ける改正細則に依ると、中央政府の立法會議は次の如き組織を有てゐる。

一名は總督

七名は印度行政會議々員

(イ) 官吏議員卅七名

二十八名は指名されたる官吏立法會議々員其中九名は九箇の州政府の各々より推薦せるものを指名し、一名は德里州統治委員長又はパンヂャブ州の副知事

(ロ) 非官吏議員、非二名、
五名は指名されたる非官吏立法會議々員
二十七日は選舉されたる非官吏立法會議々員

右に記載せる二十七日の選舉に依れる非官吏議員の選舉團體は次の如きものである。

(イ) 州立法會議内に於ける非官吏議員。此等は二十七日中十三名を選舉す。

(ロ) 六大州に於ける大地主。一州に就き一名都合六名を選舉す。

(ハ) 六大州に住し相當地位ある回教徒。是れも一州に就き一名、都合六名を選舉す。

(ニ) 甲谷陀及孟買に於ける歐洲人商業會議所各會議所より一名の議員を選舉す。

立法會議中に官吏團の存在するといふことは、時には、立法會議の議事は一の芝居に過ぎぬといふ感じを抱かしめるのである。斯の如き組織上の缺陷があるので、モレー法に依る立法會議成立の始めよりして、政府當局者と、議員の或者との間に歴面白くない感情が胚胎した。即ち、政府は會議中に於ける非官吏派の爲す種々の質問を甚だうるさきことのやうに思つた。是に對して非官吏側議員は、彼等が政府の所爲を有効に監督し得ることに内心不平に思つた。

(2) 權限 一八九二年の會議法は普通立法事項の前豫算案を討議する權利を持てたのみである。併し一九〇九年のモレー法は、豫算案が來た草案の時機にある間に、變更に關する決議案を提出し變

更案に就て決を採るの權利を立法會議に許與してゐる。

一八九二年の會議法は議場に於ては、前以て質問をなすことを通告してゐた場合に於てのみ質問をなすことを許されたのである。然るにモレー法は最初の質問を爲せる者は、最初質問せるご同一の事項に就て、前質問の意味を追補する意味に於て更に質問を繰返すことを許すこととした。

一九〇九年法は又非官吏議員に對し、一般社會に利害關係を有する重大なる問題に就て、議場に於て議案を提出し決を採るの權利を彼等に與へた。

二、州の立法會議(一九一二年統治法)

中央に於ける立法會議の組織が變更せられたと同じく、州に於けるものも、同時に同様の目的を以て改造せらるゝことになつた。而して一九一二年には、アッサム、セントラル・プロビンセスの二州に新に立法會議を設置することになつた。印度の諸州に於ける立法會議は悉く其の大きさを異にしてゐる。組織の大なるものは四十乃至五十名の議員を包括し、小なるものは二十六乃至二十七名の議員を有するに過ぎない。

一八九七年中設立を見た緬甸立法會議の議員數は十八名に過ぎなかつた。而も其の全部が指名議員である中央立法會議に於ては、政府の提出する重要法案が必ず會議を通過するやうに、官吏議員の數を多く

してある。

地方に於ては、會議に提出さるゝ事柄の性質上、中央に於けるもの程重大でないから、必ずしも官吏議員の数を多くして置く必要がない。それが爲め、緬甸以外の英領印度の諸州に於ては、指名されたものと選挙されたものと兩方を加へると、非官吏議員の数が官吏議員の数より稍々多くなつてゐる。ベンゴル州に於ては、被選挙議員だけでも、數に於て官吏議員を超過してゐる。ベンゴルに於ける立法會議の組織

一名は知事

官吏議員
二十乃至二十二名

三名は行政會議々員

十六名乃至十八名は政府に依て指名されたる立法會議々員

四乃至六名は指名されたる非官吏立法會議々員二十八名は非官吏にして各種の選挙團體に依て選挙されたるもの。其の内譯は左の通りである。

非官吏議員
三十二乃至三十四名

十三乃至十四名は或地方團體(例へば District Board 譯者)の非官吏議員に依て選挙せられ。

非官吏議員
三十二乃至三十四名

四乃至五名はベンゴル州内に於ける大地主に依て選挙せられ。

五名は州内に於て相當の位置にある回教徒に依て選挙せられ。

四名は各種の商業會議所に依て選挙せられ。

一名は甲谷陀大學に依て選挙せられ。

議員總數五十四名

回教徒選出議員の外、一般人民より直接選挙された被選挙員がないことである。即ち、先づ始めに各種の利益を代表する選挙團體なるものが法律に依て定められ、其の團體に属するものが其の團體を通して間接に議員を選挙するといふ仕組である。市參事會、地方參事會、及び是れと同様の地方的團體に属する非官吏議員が州立法會議の議員を選挙し、州立法會議會中の非官吏議員が、中央立法會議中の非官吏議員を選挙するといふ仕組である。

三、一八三三年の特許法施行以後に於ける行政上の變革

(一) 印度に於ける行政會議議員 は都合四名であつたものが、一八六一年の印度會議法の結果五名となつた。然るに英國議會は、一八七四年六名に増員するの權限を印度總督に附與した。併し、此第六番目の議員は、一九一〇年教育部長官の職が新設された時に於て、始めて行政會議に於ける永久議員の一人となつた。此の六名議員中、一名は Extraordinary member といふ名目の下に職務を遂行する司令長官を占め、他の三名は任用令に依る最先任文官を占むることになつた。他二名の中、一名は尠くとも

六年間辯護士の實務に従事したもので、法律議員の名を冒した。印度總督の内閣たる此行政會議に於て、始めて印度人を採用したのは、一九〇九年三月である。

(二) 一八五八年印度が皇帝に奉還後の統治機關 一八五八年印度が皇帝に奉還さるゝと共に英國に於ける印度統治機關は現今に於けるが如くに改正された。即ち、以前監督局總裁と言はれたものは是を廢し、印度事務大臣なるものを置くことになつた。

而して該大臣の主務官廳たる印度評議會なるものを置き、東印度會社時代に於ける執行委員會に代らしむることとなつた。印度評議會の議員は十五名で、其のうち七名は曩に監督局に於て委員の職にあつたものを以て是に充つることとなつた。斯く始め十五名であつた定員は後十乃至十四名といふことに改まり、最近(即ち一九一九年印度統治法が施行さるゝ前)までは其の通りであつた又以前修身官であつたものは、今日は任期七年といふことになつた。印度評議員中、少くとも九名は十年以上印度に在留し、且つ印度を去つてから十年以内なる者に限り任命さるゝことになつてゐる。モレー卿が印度事務大臣たりし時(一九〇七年)印度人二名を評議員として任命することになつた、が最近には三名に變更せられた。印度評議員は、英國上下兩院の請求に依て職務せしむことが出来る印度に於ける官吏の任免、印度に於ける歳入の中より行ふ品の支出に關する總ての事件に關し、印度事務大臣は憲法上印度評議員多數の意見に束縛せらるる其の意味に於て、印度の事件を處理するに就て印度事務大臣を以て

其の代表者とする英國議會の權力は憲法上束縛されてゐると言はれる。併し其れは理論上の話で實際に於ては、印度に於ける事件の處理權が英國議會に在ることは何人も疑はない。以上記載せる二種の事項以前の事項に關し、評議會は只諮問に答ふるの權利を持つてゐるだけである。

四、一九一九年の印度統治法

- (一) 中央(印度政府及印度立法議會) に於て取扱ふべき事項中重要なるものを擧ぐれば左の通りである
- (1) 國防(警察以外の)事務
 - (2) 外交關係事務
 - (3) 蕃邦との關係事務
 - (4) 交通(輕鐵を含まず)郵便電信事務
 - (5) 主要港に於ける運輸航海に關する事務
 - (6) 貨幣及貨幣鑄造に關する事務
 - (7) 公債、貯蓄銀行、國勢調査及統計に關する事務
 - (8) 商業、會社、特許、版權、鑛山監督に關する事務
 - (9) 税關、棉製品消費税、所得税、製鹽に關する事務

- (10) 阿片の栽培製造に關する事務
- (11) 民法及民刑事訴訟法に關する事務
- (12) 中央代理官、研究機關或大學に關する事務
- (13) 全印度に於ける文官任用に關する事項
- (14) 領上の變更、印度中央議會の立法事項に屬する宣言されたる州に屬する事項
- (15) 特に州に屬すと宣言されざる一切の事項

然り而して、州自治が新法に依て認容せられてゐる範圍は、此委讓されたる事項に止まる。然らば委讓事項に對しては、何等中央政府の干渉がないかといふにさうではない。

轉移法第五部は「總督(行政會議を含める)が本法——改正印度統治法——の規定に依て有する州統治取締指揮監督の權力」は、委讓事項に關して次の目的の爲にのみ行使せらるゝことと保障せらるゝ。

- (1) 中央政府の主管事項に對する行政が圓滿に遂行せらるゝことを保障するため。
- (2) 二州間に出來せる問題に就て關係兩州の見解が一致せざる場合、該問題に就て決定をなすため。

と規定してゐる。

(1) 州に移讓された事項中重なるものは左の通りである。

(2) 酒精飲料及び催醉藥品に關する事項(アッサムは例外)

- (2) 地方自治即ち市、地方(郡)參事會、其他地方團體の自治に關する事項
 - (3) 歐洲人及英印混血人以外の人々の教育に關する事項
 - (4) 衛生、保健、生死統計に關する事項
 - (5) 病院、施藥所、Asylum(孤兒院、盲啞院、養育院)、醫學教育に關する事項
 - (6) 道路、建築、輕鐵其他土木事業に關する事項(アッサム例外)
 - (7) 研究、専門的技術、教育其他を含める工業促進に關する事項
 - (8) 研究説明教育等を含める農業に關する事項
 - (9) 家畜部に關する事項(アッサム例外)漁業、消費組合に關する事項
- 以上列記せる移讓事項の外、州政府は所謂保留事項をも管理する。保留事項の中、最も重なるものは左の通りである。
- (1) 土地に關する法律。土地收入に關する一切の事務
 - (2) 饑饉救済に關する事項
 - (3) 灌漑、治水、水力に關する事項
 - (4) 山林に關する事項(孟買では移讓事項)
 - (5) 司法事務



- (6) 警察、監獄に關する事項
- (7) 工場其他、及び此等の検査に關する事項、一般勞働に關する事項
- (8) 代理機能

併し、州關係事項と稱する事項中には、其れが行政に關する限りに於ては州關係事項であつて、立法事務は印度中央議會に依て管掌されてゐるものがある。此等の行政のみ州で行ひ、立法は中央議會で管掌する事項中重要なものは左の通りである。

- (1) 當該州以外の地方に利害關係ある灌溉、水力に關する事項
 - (2) 高等法院刑事裁判品に關する事項
 - (3) 監獄に關する事項
 - (4) 工場關係法規、一般勞働法規
 - (5) 新設せらるゝ大學の憲法に關する事項
- 政務に關する事項を中央と地方とに分類したと同様、印度の歳入も中央政府に屬するものと地方に屬するものとに二分された。次に掲ぐる所は、中央政府と州政府とに屬する重なる收入科目である。

中央政府の歳入科目	州政府の歳入科目
關稅	土地收入

所得稅	消費稅(酒精飲料藥品)
鐵道	灌溉工事
郵便電信	山林
鹽	印紙(裁判用其他)
輸出阿片	登記料

(二) 議會の組織、議員選舉の方法其他

(1) 印度(中央)立法會議は總督と二院よりなる。二院の中一を國務會議といひ、他の一を立法議會といふ。國務會議は、議員の最高定員六〇名で、其の三分の一より多からざる數が官吏である。立法會議は、議員の最少定員が一四〇名で、其中少くとも七分の五は被選議員、官選議員中三分の二以下が官吏議員である。而して總督の行政會議に屬する議員は、或は立法會議に、或は國務會議に官吏議員として官選任命される。行政會議員にして議員を兼ねる者は、立法會議の議員としては何れか一院に屬すに過ぎないが、何れの議院にも出席し意見を述べることが出来る。

前記印度議會選舉規則は、國務會議(上院)及び立法議會(下院)の組織要素に就て左の如く規定してゐる。



被選舉議員數	國務會議	立法會議
官吏議員數	三四	一〇四
非官吏議員數	(議長を含む) 二〇	(議長を含む) 二六
合計	六〇	一四四

(2) 地方議會の構成は各知事の州には、左に記載するが如く法定せる、最少限度の議員數を以て組織せる立法會議がなければならぬこと、其の議員數の中七〇バセント以上は人民より選舉されたもので、二〇バセント以下は官吏でなければならぬこと、官吏議員中には知事の行政會議々員が官職議員として含まれてゐること等を規定してゐる。州立法會議選舉規則に依れば、州立法會議が次記の數の議員を以て構成せらるべきことを述べてゐる。

州名	被選舉議員數	官吏議員數	非官吏議員數	法定最少限數
マドワラス	九八	一〇	一〇	一一八
孟買	八六	一六	九	一一一
ベンゴール	一一三	一八	八	一二五
ユニオンテツド プロビンス	一〇〇	一六	七	一二三
パンヂヤブ	七一	一四	八	八三
ビハール 及オリッソ	七六	一八	九	一〇三
セントラル 州及ベラール	五三	八	九	七〇
アツサム	三九	七	七	五三
合計	一一八	一一一	一一一	一一一

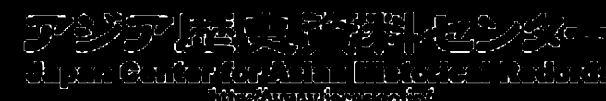
(3) 選舉人系統 新統治法の終果、印度は互に別なる三箇の選舉人系統が出来た。第一の系統に屬する者は州議員選舉する。第二と第三の系統は全印度に立脚するもので、前者は立法會議を

選出し、後者は國務會議の議員を選出する、各選舉系統は、普通選舉人團と特殊選舉人團とに分たれてゐる。

(イ) 普通選舉人團 普通選舉人團に屬する選舉人に對して要求されてゐる資格は、州に依て非常の相異があるのみならず、同一の州内に於てすら處に依て相當相異がある。次に掲ぐる表は、各選舉系統に屬する選舉人に對して要求されてゐる資格の概要である。

(1) 總て選舉人は、英帝國の臣民で年齢二十一才以上の男子たるべきこと。所謂蕃邦の臣民は、英帝國の臣民とは言はれないが、彼等の中選舉人として必要な資格を有するものは、別に州政府の定むる所の條件の下に選舉人として登記せらるゝことが出来る。又二十一才以上の男子云々とあるが、州立法會議選舉規則には、必要な資格を有する婦人は、關係立法會議の決議に依り選舉人として登録することが出来る。併し彼等が州の全印度選舉人團(中央立法議員會國務會議)に這入れるか否かは、一々係つて彼等が州立法會議々員選舉人團に加入出来るか否かにあると記してゐる。

選舉前選舉民團の一員としてなせる住居の最短期間	州立法會議	印度立法會議	印度國務會議
	十二箇月	十二箇月	十二箇月



(2) 都市選 舉民團

最低市税納付額 (毎一年に就き)	三留比	一五乃至一〇留比
一年の家賃徴収(家主)任拂 (供字入)最低額	五六留比	一八〇留比
所得税賦課の基本額たる年 收の最低額	二〇〇〇留比	二、〇〇〇〇留比
所有土地の一年の最低収益	一〇一五留比	一、五〇〇〇留比
		三、〇〇〇留比

(3) 郡部選 舉民團

右に擧げたるが如き資格を有するもの外、次に掲ぐる者は、州立法會議の議員を選舉する資格を有する。英領印度陸軍の將校下士卒にして恩給を得て退役せる者。セントラル・プロビンス州及バンデヤブ州に於けるラムバルグールと稱する村長。又左に記する者は、國務會議々員の選舉人として登録さるべき権利を持つてゐる、退去現在に於て州又は中央の立法會議の議員たりしことある者。市參事會、地方部參事會又は中央共同銀行の長又は副長、各大學評議員會の過去現在の議員。東洋學の造詣に對し最高の學位を得たる者。

上に述べた普通選舉民團は、更に印度に特有なる社會生活の様式に依て諸々の分團に分たれ、各分團は夫々法律上の特權を持つてゐる。即ち、バンデヤブ州に於ては、普通選舉民團より選出さるゝ六十四名州會議の中、都市部、郡部のシク民團(シク教徒の民團)は十二名を選出する。又ベンゴール州の普通選舉民團は該州の立法會議に五名の議員を送るの特權を有するに反し、他州の同民團は僅々十二名を選出する過ぎない。

(ロ) 特權選舉民團

以上述べた普通選舉民團の外に、特別選舉民團なるものがある。其れは左記の三種である。

- (1) 大地主。此等はアッサム州以外の總ての州に於て州立法會議々員を選舉する資格を有してゐる。又孟買州以外の諸州に於て立法會議(中央)議員を選出する權利を持つてゐる。
- (2) 大學。アッサム州以外の總ての州に於て立法會議に一名の議員を送る權利を有してゐる。
- (3) 或種の産業團體。總ての州に於て州會議議員を選出する資格を有する。マドゥラス、孟買二州にては立法會議(中央)に、孟買ベンゴール二州にては國務會議議院に議員を選出することが出来る。今右に述べた所を概括していふと、大地主は四名乃至六名の議員を地方立法會議に選出し、工場主協會、職業協會、栽培業者協會、鑛業者協會、商業會議所等の公認産業團體は、小州に於ては二乃至三名、大州に於ては六乃至七名の議員を立法會議に送ることが出来る。ベンゴール州に於ては、此等の團體は十五名の議員を出してゐる。
- (4) 被選舉資格。特別選舉民團より立候補する者は、其の民團中に選舉人として登録してゐるものでなければならぬ。普通選舉民團より立候補する者は、立候補せんとする州内の普通選舉民團に選舉人として登録してゐるか、同一州内の他の普通選舉民團中に選舉人として登録して居らねばならぬ。



(5) 上下兩院官選議員の議席

州立法會議及び印度立法會議の上下兩院に於て議席を有すべき官

選議員は

- 1) 州立法會議。二万至二九名但しアツサム州は十四名、セントラル・グロビンセス州は十七名
- 2) 立法議會 四〇名
- 3) 國務會議 二六名

右に擧げた官選議員の約三分の二は普通官吏議員である。換言すれば中央政府の所謂 Secretaries と稱する省長官、州政府の部長官である。

(6) 議會の權限 州立法會議と中央立法議會の普通の壽命は上三年と定められ得る。中央議會の上院を形成する國務會議は五年毎に改選せらる。印度總督は中央議會の上院も下院も共に解散する權限を持つてゐる。

同様の權利が州知事にも與へられてゐる。

新統治法施行前、總督又は知事は、政府部内に於ける立法會議に於て議長の職に就く規定であつた。然るに新統治法は立法會議の議長を原則として選舉することゝしてゐる。但し、新しく構成された議會は、勝手が分らない爲め圓滿に其の職務を遂行すること出來ないであらうと心配されたので最初の四年間は官選の議長を置くことにしてゐる。

州の方に於ては、或議會では英人官吏が議長として任命され、或他の州では社會的に相當地位ある人が議長に任命された。

新法に於ては、州議會の被選議員をして統治上の實際問題に通曉させる目的で被選議員を以て組織する常設委員會を組織することを規定してゐる。常設委員會は既に總ての州に設けられ、或州に於ては是れを評議員會と言てゐる。時勢に通曉させることが此等委員會の目的で、行政府の所爲を監督するといふのは設立の目的ではない。多くの州に於ては、常設委員會の一種たる常設財政委員會なるものを置いてゐる。これは新しく經費を必要とする政府の計畫に就て意見を開陳することを其主たる機能としてゐる。ベンゴル・パンチャブの二州では、政府の各部に常設委員會が附屬してゐる。ユナイテッド・グロビンセス州政府の各部にも評議員會といふ名義で同一の諮問機關が附帶せられてゐる。

新統治法は、行政府に對する監督の全權を立法院に與へてゐないから、知事總督は、州政府に於て保留せる事項、中央政府に屬する事項に就て、必ずしも立法議會の決議に拘束せられない。併し、立法議會の決議を否認するが如きは非常の場合の外決してなされない所である。知事總督が普通立法上有する權能は次の如くである。即ち、州議會を通過した法律案は、其れが法律として發布さるゝ以前に知事と印度總督の同意を得なければならぬ。知事總督何れも該案を否認することが出来る。而して、知事の否認も總督の否認も共に絶對的である。

州又は中央議會の法律案に致して總督の與ふる同意中には、英國皇帝の同意をも含まるゝものと解せられる。併し、其れは普通の場合であつて、英國皇帝は、假令總督が同意を與へたる法律と雖も否認する權利を保留してゐる。

低級の立法議會に對して憲法上昔から能く行はれた所であるが、印度の行政府長官は、或事項に就て法律を設けんとする場合、彼よりは一層高級なる官憲に就いて其の意見を求め、其の意志表示を俟て始めて完全なる法律を取らねばならぬ。新統治法の結果出來た法案保留規則に依ると、知事が必ず總督の意見を聞いて立法を行はねばならぬ事項には

- (1) 土地收入に甚だしき影響を及ぼすべき事項
 - (2) 社會内に住する或團體の宗教に關する事項
 - (3) 大學の憲法、輕便鐵道の建設に關する事項
- があり、知事が總督の意見を徵することを得る事項中には
- (1) 他州に利害關係ある事項
 - (2) 中央政府に屬する事項
 - (3) 知事が勅訓に依て特に命令され居る事項
- 等がある。

印度中央議會上下兩院が、或立法上の議案に就て一致の見解に達すること能はざる場合には、總督の裁量に依り、兩院協議會を開き、其多數決に依て案の運命を決することが出来る。

次に新立法議會の財政上の權限に就ては左の如きことが言はれる。

中央政府の支用金は立法議會 州政府の支用金は州立法會議の投票に依て定めらるゝのである。但し次の目的の爲めに使用せらるゝ支用金は例外である。

- (1) 總督(行政會議を伴へる)が、命令を以て
 - (A) 宗教上の目的
 - (B) 政治上の目的
 - (C) 國防上の目的に使用とするもの
 - (2) 國債の利子減債基金として使用するもの
 - (3) 英國皇帝陛下に依り、或は英國皇帝陛下の御意に依り、或は印度事務大臣(評議員會を伴へる)に依り、任命されたる者の俸給恩給の支拂ひに用ひらるゝもの
 - (4) 中央金庫に納付さるべき州政府の寄附金。普通憲法の條項に於て見るが如く、支拂金に關する提議は、行政府長官の勅告を俟て始めてなされるゝものである。
- 而して立法府は政府の提案を或は拒絶し或は金額を減することが出来る。但し別の項目中にある支

川金を提案中にある或項目に振向け其の金額を増加することは出来ない。

議會に於ては現存する収入を支出の各項目に割當る仕事と、新税の賦課を必要とする要求案とを區別せねばならぬ。新税の賦課を必要とする提議は中央政府と州政府の爲すものに論なく、議案の形式に於て議會に提出され實行に先立ちて議會の協賛を要する。各年度の支用金は中央に於ても地方に於ても、新税賦課案の如く法案として議會に提出せられず「支給要求書」として提出されるのである。

五、地方の自治市

(一) 自治市に於ける議員の選挙及任命 印度の多数の自治市に於ては議員は多く納税資格により定められたる地方選挙人により選ばれる選挙人数の全人口に對する比例は地方により異りマドラス市に於ては百分の一、二西北諸州に於ては百分の二、マドラス州に於ては百分の三、ベンガルに於ては百分の十五、にして此の選挙権を有する人民中五割乃至六割は通常其の権利を行使する。次表は一八九九年に於ける自治市数並に任命及選挙による議員数を示す。

市州名	自治市数	議員数	任命に依る議員数	選挙に依る議員数
ベンガル州	一五一	二、一八三	一、〇一二	一、一七一
西北諸州及オード	一〇四	一、六一三	三六八	一、二四五
パンジヤ	一四八	一、六七〇	八五六	八一四

市州名	自治市数	議員数	任命に依る議員数	選挙に依る議員数
マドラス州	四二	五二四	四一五	一〇九
中央諸州	五二	六二六	一八二	四四四
アサム	一四	一四一	九〇	五一
マドラスプレジデンシー	五八	八五〇	四七八	三七二
ボンベイプレジデンシー	一六五	二、三二八	一、四三一	八九七
ビハール	一一	一七一	九一	八〇
ボンベイ	一一	七二	一六	五六
マドラス	一一	三一	一七	一四
ラダクリ	一一	二四	七	一七
カルカッタ	七	七五	二五	五〇
計	七四九	一〇、三〇八	四、九七八	五、三三〇

任命権は常に政府に留保せるを以て、ベンガル州の二十七の市に於ては、政府は其の地方が衰微し若は黨派心激甚なるの故を以て其の任命権を行使した。

政府はカルカッタ市會の組織に重要な改革をなし以て多くの権利を歐人代表者及爲政者の手に收めた。一八九九年カルカッタ市制により議員数は七十五名乃至五十名に減じ、其の内城内の納税者により選ばれるものは僅に二十五名に過ぎない。而して往時の人数代表の制を廢して利益代表の制となし、殘餘二十五名の議員は商人社會及港灣保護者等によりて選挙せられる。同法により城外の二三原住民地域を市より除外した。故に此の市制の實效は印度の首府に於ける政治上の権方を原住民より奪



つて、商工業者階級及歐人社會に移付したのである。

(二) 印度の田舎地方に於ける行政 も亦一八八二年乃至一八八五年の期間に於て自、治制度の原則に依りて組織せられた。マドラス州は最も完全なる制度を有し、數村落は合して一の聯合村を形成し、其の聯合村は各村長及任命又は選舉せられたるものより成立する。Panchayatと稱する會議によりて代表せられ、此の外 Talk 會若は各部會(Division Board) 及各區に一區會(District Board) あり、マングル州に於ては聯合村會を狭少の範圍に適用し其の適用なき地方は單に Taluk 及區會あるのみ、アサムに於ては只後者のみ存する。

區會は行政上の義務を履行する際收税官を助け區の道路、灌漑水樋、給水工事、衛生、排水及公衆慈善組織、小學教育の全制度の施設及維持に任し且つ公共建設物の設置並飢饉の際に於ける救恤行政も其の管理を爲す、如何なる程度に於て選舉主義が此の制度に用ひられたるかは次表により知ることが出来る。

州名	村會の數	區會の數	議員總數	選舉に依る議員數	任命に依る議員數
ベングガル	三八	一〇五	二、〇五四	七四五	一、三〇九
西孟加拉	四八	四六一	九九五	六三九	三五六
マドラス	二二	四六一	三、七二八	三、五五六	一、六〇一
ボンダイ	二三	二〇五	三、五五六	一、六〇一	一、九五五

州名	村會の數	區會の數	議員總數	選舉に依る議員數	任命に依る議員數
パンジャブ	三〇	五二	二、三二〇	九六一	一、二六九
中央諸州	一七	五三	一、一九八	八三六	三一二
アッサム	一	一九	三七三	一四一	二三二
ベングガル	六	二二	五二九	二六八	一六一

此に由りて觀れば村會に於ける選舉の分子は市會に比して多からざるものと云ふべきである。村會は一部は區會より選出せる議員より成り其の議長は殆んど多くは官吏である。

六、印度統治法抄 一九一五年七月二十九日公布、一九一六年八月二十三日改正、一九一九年十二月二十三日改正

第二十條 (一) 印度收入は陛下の爲に陛下の名に於て之を受領し、此の法律の規定に従ひ唯印度の

統治の目的の爲にのみ之を使用すべし。

(二) 左の各號は専ら印度收入の負擔に屬す。

- (A) 東印度會社の總ての債務。
- (B) 若し一千八百五十八年印度統治法の發布なかりしならば此の法律施行の際存したる總ての條約、協商、契約、給與又は責任に關し東印度會社の收入より支辨すべかりし總ての金額、經費、負擔及費用。
- (C) 適法に契約し印度政府の負擔に屬する總ての費用、債務及び責任。



(D) 此の法律に基く總ての支拂、但し此の法律に別段の規定あるものは此の限に在らず。

(三) 此の法律に「印度收入」と曰ふは英領に屬し又は之より生ずる總ての地方的及び其の他の收入を包含す、殊に左の各號は之に屬す。

(1) 一千八百五十八年印度統治法の發布なかりしならば東印度會社に依り又は其の名に於て受領せらるべかりし各領域の資金及び其の他の支拂金。

(2) 英領印度に於ける裁判所の判決又は命令に依り課せらるる總ての罰金科料及び英領印度に於て犯罪に基き沒收したる動産又は不動産。

(3) 英領印度に於て相続人の曠缺の爲に陛下に歸屬すべき總ての動産又は不動産及び英領印度に於て適法なる所有者なきが爲に無主財産として陛下に歸屬すべき總ての財産。

(四) 一千八百五十八年印度統治法又は此の法律に依り陛下に屬する總ての財産又は陛下に屬する財産又は權利より生ずる總ての收入、又は此の法律に依り評議會に於ける大臣の受領し又は其の處分に屬する總ての收入は印度收入の補助として之を使用すべし。

第二十一條 印度收入の支出は英領印度に於ても其の他の地方に於ても此の法律及び此の法律に依り定むる規則に従ひ評議會に於ける大臣の監督を承く、印度收入の一部又は其の他の財産にして一千八百五十八年印度統治法又は此の法律に依り評議會に於ける大臣の所有に歸したるものを給與し又

は支出するは印度評議會の集會に於て過半数の同意を得ることを要す。

但し評議會に於ける大臣が評議會の集會に於て過半数の同意を得て定めらるる條件又は制限に従ひ爲したる給與又は支出は其の過半数の同意を得て爲したるものと看做す。

第三十三條 印度の行政及び軍事の指揮、監督及び支配は此の法律及び此の法律に依る規則の定むる所に従ひ參議院に於ける總督に屬す、總督は大臣より受くる命令に従ふことを要す。

第三十六條 (一) 總督府參議院議員は勅書を以て陛下之を任命す。

(二) 參議院議員の員數は陛下の適當と認むる所に依る。

(三) 議員中少くとも三人は十年以上印度に於て陛下の官職を奉したる者なることを要し、一人は十年以上英領又は愛蘭の狀師又は蘇格蘭の辯護士會會員又は高等裁判所の辯護人たりし者なることを要す。

(四) 議員(現に印度軍司令官たる者を除く)にして其の任命の當時陛下の陸軍に官職を奉したる者は其の議員としての在職中陸軍統率の權を行ひ現役軍務に服することを得ず。

第四十一條 (一) 總督府參議院に附議せられたる事項に付意見分れたるときは參議院に於ける總督は出席議員の過半数の意見及び決議に依り拘束せらる、若し可否同數なるときは總督又は其の他議長の職を行ふ者は第二の決裁投票權を有す。



(一) 参議院に於ける總督に對し、總督が英領印度又は其の一部の安全、靜謐又は利益に付重大の影響あり又は有り得べしと認むる議案が提出せられたる場合に於て、總督が其の議案を採用して之を實行する必要ありと認め又は之を延期し又は否決する必要ありと認め、而して参議院の集會に出席せる過半数が之に反對の意見を有するときは、總督は自己の職權に依り其の責任を以て其の議案の全部又は一部を採用し延期し又は否決することを得。

(二) 前項の場合に於て反對の意見を有する過半数に屬する議員二人は議案の採用、延期又は否決及び之に對し過半数の反對ありし事實を大臣に報告すべきこと及び其の報告に参議院議員が此の問題に關して記載したる記録の謄本を添付すべきことを要求することを得。

(三) 本條の規定は總督が参議院の同意を以ても適法に爲すことを得ざる事項を爲し得べき權限を總督に附與することなし。

第四十三條 A(一) 總督は其の任意の職權に依り立法議員中より参議院幹事の議員を選任することを得、参議院幹事は總督の定むる所に從ひ参議院議員を補助するの任務を有す總督は何時にても参議院幹事を免することを得。

(二) 参議院幹事は印度立法府の定むる俸給を受く。

(三) 参議院幹事は六ヶ月以上立法議會の議員たらざるに至りたるときは退職す。

第四十四條 (一) 参議院に於ける總督は評議會に於ける大臣の明示の命令ありたる場合の外如何なる場合に於ても(印度に於ける英國政府に對し又は之に從屬する君主又は國に對し、又は陛下が條約に依り領土を防禦し又は擔保することを約したる君主又は國に對し、現に敵對行爲を開始し又は敵對行爲の開始に付現に準備を爲せる場合を除く)印度に於ける君主又は國に對して戰を宣し、敵對行爲を開始し、開戰を爲すべき條約を締結し、又は其の領土を擔保する條約を締結することを得ず。

(二) 前項に定むる例外の場合に於ては参議院に於ける總督は現に敵對行爲を開始し又は準備を爲せる君主又は國に對するの外其の他の君主又は國に對し戰を宣し敵對行爲を開始し又は開戰を爲すべき條約を締結することを得ず、又現に敵對行爲を開始し又は準備を爲せる者に對し現に陛下を助勢するが爲に努力せる君主又は國の爲にするの外其の他の君主又は國の爲に其の領土を擔保する條約を締結することを得ず。

(三) 参議院に於ける總督が敵對行爲を開始し又は條約を締結するときは直に理由を具して其の旨を大臣に通知すべし。

第六十三條 印度立法府は此の法律の條規に從ひ總督及國務院、立法院の兩院を以て組織す。

此の法律に依り又は此の法律の下に別段の定ある場合を除くの外法律案は兩院共に修正を加へずして之に同意し又兩院共に其の修正に一致したるに非ざれば兩院を通過したるものと認めらるることなし。

第六十三條 A(一) 國務院は此の法律に依り定むる規則に従ひ任命又は選舉せらるる六十人より多からざる議員を以て組織す、官吏にして議員たる者は二十人を超ゆることを得ず。

(二) 總督は國務院議員中より議長及び總督の定むる場合に於て議長の職務を行ふべき者を命ずるの權を有す。

(三) 總督は國務院に對し陳述を爲すの權を有し、此の目的の爲に國務院議員の參列を求むることを得。

第六十三條 B(一) 立法院は此の法律に依り定むる規則に従ひ任命又は選舉せらるる議員を以て組織す。

(二) 立法院議員の全數は百四十人とす。選舉に依らざる議員の定數は四十人とし、其中官吏にして議員たる者は二十六人とす。選舉に依る議員の定數は百人とす。

但し此の法律に依り定むる規則を以て本條に定むる立法院議員の定數を増加し各種の議員の割

合を變更することを得。但し立法院議員の少くとも七分の五は選舉に依る議員たることを要し其の他の議員の少くとも三分の一は官吏に非ざる議員たることを要す。

(三) 總督は立法院に對し陳述を爲すの權を有し、此の目的の爲に立法院議員の參列を求むることを得。

第六十二條 D(一) 國務院は其の最初の開會の時より五年間立法院は同じく三年間在任す。

但し

(イ) 總督は立法院の何れが一院に對し任期満了前に解散を命ずることを得。

(ロ) 總督は特別の事情に因り適當と認むるときは其の任期を延長することを得。

(ハ) 一院の解散を命したる後總督は解散の日より六ヶ月以内又は大臣の許可を得たるときは九ヶ月以内に於て其の院の次の開會の時期を定むべし。

(ニ) 總督は其の適當と認むる所に從ひ印度立法院の各院を開會せしむべき時期及場所を定むべし總督は隨時其の開會を命ずることを得。

(三) 印度立法院の各院の會議は議長の職務を行ふ者之に休會を命ずることを得。

(四) 各院に於ける總ての議事は議長の職務を行ふ者を除き出席議員の過半數を以て之を決す、可否同數に分れたる場合に於ては議長の職務を行ふ者之を決す。

(五) 印度立法府の各院の権限は議員に缺員ある場合に於ても之を行ふことを得。

第六十三條 A(一) 官吏は印度立法府の何れの一院の議員として選舉せらるることを得ず、各院の官吏に非ざる議員にして印度に於ける陛下の官職に任せらるるときは議員の職を失ふ。

(二) 印度立法府の何れが一院の選舉に依る議員にして他の一院の議員と爲るときは原院の議員の職を失ふ。

(三) 何人にも同時に印度立法府の兩院の議員として當選したるときは其の何れが一院の議員の職に就くに先ち書面を以て其の議員たらんと欲する院を指定すべし此の場合に於ては他の院の議員の職は之に依りて失はる。

(四) 總督府參議院の各議員は印度立法府の何れが一院の議員として任命せらるべく又他の院に出席し發言するの權利を有す、但し同時に兩院の議員たることを得ず。

第六十四條 (一) 此の法律に依り定むる規則に依り此の法律の範圍内に於て左の事項に關する規定を設くべし。

(イ) 國務院及立法院の任命に依る議員の任期及び議員が印度を去りたるるとき、出席の不能、死亡、任官、辭職又は其の他の原因に因り生じたる缺員を補充する方法。

(ロ) 國務院又は立法院の議員を任命する條件及び方法。

(ハ) 國務院及び立法院(市町村及び其の他の選舉團體より選出する議員數をも含む)に關する選舉人の資格、選舉區の構成、選舉の方法及び之に關連し又は附隨する事項。

(ニ) 國務院又は立法院の議員として任命又は選舉せられ又は在職するに必要な資格。

(ホ) 選舉の効力に關する疑義又は爭議の最終の決定。

(ヘ) 規則を實施すべき方法。

(二) 前項の規則の定むる所に從ひ印度に於ける各國の元首又は臣民は國務院又は立法院の議員として任命せらるることを得。

第六十五條 (一) 印度立法府は左の事項に關する立法權を有す。

(イ) 英領印度内に於ける總ての人、總ての裁判所及び總ての場所及び物に對し。

(ロ) 印度の他の部分内に於ける陛下の總ての臣民及び官吏に對し。

(ハ) 英領印度内又は其の以外に於ける陛下の總ての印度土著の臣民に對し。

(ニ) 陸軍法又は空軍法の支配に屬する者を除くの外任地の如何を問はず陛下の印度軍隊に於ける將校軍人航空者又は軍屬の支配に關し。

(ホ) 陛下の印度海軍に用ゐられ又は奉職し又は所屬する總ての人に對し。

(ヘ) 英領印度又は其の一部に於て現に効力を有し又は印度立法府が其の人に對し立法權を有す

る人に適用せらるる法律を廢止し又は變更すること。

(二) 印度立法府は英國の法律に依り明に其の權限を授けられたる場合を除くの外左の法律を廢止變更するの權を有せず。

(1) 一千八百六十年以後に於て國會の制定に係り且つ英領印度に施行せらるる法律(陸軍法、空軍法及び其の改正法律を含む)

(2) 印度政府の爲に英本國に於て起債するの權を評議會に於ける大臣に附與せる法律

○ 印度立法府は國會の權限に影響を及ぼすべき法律又は英國國王に對する忠誠の義務又は英領印度に對する國王の主權又は領土權が多少なりとも關係を有する不文法又は英國憲法の一部に影響を及ぼすべき法律を制定することを得ず。

(三) 印度立法府は豫め評議會に於ける大臣の許可を受くるに非ざれば高等裁判所を除くの外如何なる裁判所にも歐羅巴に於て出生したる陛下の臣民又は其の子を死刑に處するの權を授け又は何れの高等裁判所をも廢止する法律を制定することを得ず。

第六十七條 (一) 此の法律に依り定むる規則に依り印度立法府の各院に於ける議事の整理及び秩序の維持に關する必要な規定を設けることを得、議長副議長共に缺席の場合に於て議長の職務を行ふべき者に關する規定、定足數を構成すべき議員數に關する規定並に規則に列記したる事件に付質

問又は討論を禁止し又は制限することに關する規定に付亦同じ。

(二) 左の事項に關する議案は豫め總督の同意を得るに非ざれば之を印度立法府の各院に提出することを得ず。

(イ) 印度公債又は印度の公の收入又は印度收入に負擔を課するもの。

(ロ) 印度に於ける英國臣民の各階級の宗教的祭式及び慣習。

(ハ) 陛下の陸軍海軍若しくは空軍又は其の一部の紀律及び維持。

(ニ) 政府と外國君主又は外國との關係。

左の議案に付ても亦同じ。

(1) 地方事項又は地方事項の一部にして此法律に依り定むる規則に依り印度立法府の立法權に屬するものと定められざる事項を規定するもの。

(2) 地方立法府の制定せる法律を廢止變更するもの。

(3) 總督の爲したる命令又は行爲を廢止變更するもの。

(二八) 印度立法府の何れが一院に於て法律案の提出若しくは提出の發議又は法律案の修正の動議若しくは動議の發議ありたる場合に於て總督が該法律案又は其の特定の條項又は其の修正が英領印度又は其の一部の安全又は靜謐を害すと認むるときは其の理由を述べて該法律案、特定の條項又は



修正に關し議事を開かず又は之を繼續せざることを要求するときは之に従ふことを要す。

(三) 一院を通過したる法律案が其の通過の日より六ヶ月内に他の院を修正なく通過せざるとき又は其の修正が兩院の一致を得ざるときは總督は其の裁量に依り之を兩院の合同會議の決定に付することを得、但し本條に依り定むる議事規程に依り兩院の間に生じたる意見の相違を討論するが爲に兩院の合同會議を開くことに關し規定を設けたる場合なることを要す。

(四) 第六十八條に定むる總督の権限に拘らず總督は法律案が印度立法府の兩院を通過したる場合に於て其の再議を求むるが爲に之を何れが一院に還付することを得。

(五) 本案の目的の爲に定むる規則は本條の効果を完全ならしむる爲に必要な一般補充的の規定を設くることを得。

(六) 此の法律に依り定むる規則に依り規定せられたるものを除くの外印度立法府の各院に於て遵守せらるべき議事の整理及手續に關し議事規程を定むることを得。第一回の議事規程は參議院に於ける總督之を定む。但し該議事規程の關する院に於て總督の同意を得て之を改正することを得。

前記の議事規程にして此の法律に依り定むる規則に抵觸する場合に於ては其の之に抵觸する限度に

於てのみ無効とす。

(七) 印度立法府の兩院に於ては規則及び議事規程の範圍内に於て發言の自由あるべし。何人も各院に於ける發言又は表決に基き又は各院の議事録の公報に基き何れの裁判所に於ても訴追せらるることなし。

第六十七條 A(一) 參議院に於ける總督の歳出及歳入の豫算は毎年記述の形を以て之を印度立法府の兩院に提出すべし。

(二) 如何なる目的の爲にするかを問はず支出に關する提案は總督の發意に依るの外之を爲すことを得ず。

(三) 左の各項の經費の支出に關する總督の提案に付ては總督の特別の命令ある場合を除くの外毎年の豫算の討議に際し立法院の議決に付し又は何れの院に於ても討論の問題と爲すことなし。

一 公債の利子及元本の償還

二 法律に依り又は法律の下に支出額の定まれる經費。

三 陛下に依り又は陛下の裁可を得て又は評議會に於ける大臣に依り任命せられたる者の俸給及恩給。

四 高等委員及司法委員の俸給。

五 參議院に於ける總督の命令に依り左の各項に屬するものとして指定せられたる經費。

(イ) 宗教

(ロ) 政治

(ハ) 國防

(四) 支出の提案が前記各項の經費に屬するや否やに付争あるときは總督の決定を以て最終の決定とす。

(五) 前記各項の經費に屬せざる支出に關する參議院に於ける總督の提案の承認請求の形を以て立法院の議決に付すべし。

(六) 立法院は其の請求に對し承認を與へ又は之を拒み又は其の請求に係る金額を削減することを得。

(七) 立法院は其の議決したる結果を參議院に於ける總督に廻付すべし、參議院に於ける總督は立法院に於て承認を拒みたる經費が其の責任を充たすに缺くべからざるものなりと認むることを宣言するときは立法院が其の承認を拒み又は其の金額を削減したるに拘らず其の承認を與へたるものとして行動することを得。

(八) 總督は本條の規定に拘らず緊急の場合に於て英領印度又は其の一部の安全又は靜謐の爲に必

要なりと認むる經費の支出を命ずることを得。

第六十七條 B(一) 印度立法院の何れが一院に於て法律案を否決し又は總督の同意したる形に於て議決せざりし場合に於て總督が該法律案の通過を英領印度又は其の一部の安全、靜謐、又は利益の爲に必要なりとして證明するときは左の規定に依る。

(イ) 若し該法律案が既に他の院を通過したるものなるときは總督が之に署名するに依り其の兩院の同意を得たるものに非ざるに拘らず最初の提案の形に於て又は場合に依り總督の同意したる形に於て該法律案が將來に向て印度立法院の法律と爲る。

(ロ) 若し該法律案が未だ他の院を通過したるものならざるときは之を其の院に提出し其の院に於て總督の同意したる形に於て之に同意したるときは總督の署名に依り前と同じく法律と爲る其の院に於て之に同意せざる場合に於ても總督が之に署名するときは前と同じく法律と爲る。

(二) 前項の法律は總督之を定むることを明記し、其の制定後成るべく速に之を國會の兩院に提出すべし、國會の各院に於て其の開會中八日を下らざる期間其の謄本を提示したる後に非ざれば陛下の裁可を奏請することを得ず、陛下の裁可を得たる後に非ざれば其の法律は效力を生ずることを得ず、樞密院に於ける陛下の裁可を得且總督が之を公示したるときは其の以後に於ては法律は

印度立法府の議決を経て正式に同意を得たる法律と同一の效力を有す。

但し總督に於て緊急の必要ありと認むるときは法律が直に效力を生ずべきことを定むることを得、此の場合に於ては該法律は直に前記の效力を生ず、但し樞密院に於ける陛下の不許可に服す。

第六十八條 (一) 法律案が印度立法府の兩院を通過したるときは總督は該法律案に同意すること又は之に同意せざること又は之を樞密院に於ける陛下の裁可に留保することを宣言することを得。

(二) 印度立法府の兩院を通過したる法律案は總督が之に同意することを宣言したるとき又は之を陛下の裁可に留保したる場合に於ては樞密院に於ける陛下が之を裁可し總督が其の裁可ありたることを公示したるときに非ざれば法律と爲ることなし。

第七十二條 總督は緊急の場合に於ては英領印度又は其の一部の平和及善政の爲に命令を定め及之を公布することを得、此の命令は公布の日より六ヶ月より多からざる期間印度立法府の議決したる法律に等しき效力を有す、但し本條に依り命令を定むるの權は印度立法府の法律制定權と同一の制限に服し、又本條に依り定むる命令は印度立法府の議決したる法律と等しく不許可に服し且印度立法府の法律に依り之を監督し又は廢止することを得。

第七十二條 A(一) 各知事州に立法評議會を置く立法評議會は參事會員及此の法律に依り任命又は

選舉せられたる議員を以て組織す。

知事は立法評議會に加はらず、知事は立法評議會に陳述を爲すの權を有し此の目的の爲に議員の參列を求むることを得。

(二) 立法評議會の議員數は第一別表の定むる所に依る議員數の百分の二十以内を官吏たる議員とす、少くとも其の百分の七十は選舉せられたる議員たるべし。

(第一別表抄録マドラス一八八人、ボンベイ一一一人、ベンガル一二五人、聯合州二一八人、パンジャブ三人、ビハール及オリッサ九八人、中央州七〇人、アッサム五三人)

但し

(イ) 此の法律に依り定むる規則に依り前記の割合を保持して議員數を別表の定よりも増加することを得。

(ロ) 知事は立法評議會に提出せられ又は提出の發議ありたる法律案の爲に「アッサム」州に於ては一人其の他の州に於ては二人より多からざる該法律案の規定事項に付特別の智識又は經驗を有する者を任命することを得、此の任命を受けたる者は該法律案に關し其の在任中立法評議會議員としての總ての權利を有し、前記の定員外に在るものとす。

(ハ) 中央州の立法評議會に付知事が「ベラル」の指定郡に於ける選舉の結果に依り任命したる

議員は中央州の立法評議員の選挙に依る議員と看做す。

- (三) 立法評議會の権限は議員に缺員ある場合に於ても之を行ふことを得。
 (四) 此の法律に依り定むる規則に依り前記の規定の範囲内に於て左の事項に關し規定を設くることを得。

(イ) 立法評議會の任命に依る議員の任期及議員が印度を去りたること、出席の不能、死亡、任官、辭職又の其の他の理由に因り缺員を生じたる場合の補充の方法。

(ロ) 立法評議會の議員として任命せらるべき條件及任命の方法。

(ハ) 立法評議會議員の選挙人の資格、選挙區の構成及選挙の方法、(地方團體及其他の選挙體に依り選挙せらるる議員を含む) 竝之に附隨し又は關聯する事項。

(ニ) 立法評議會議員として任命又選挙せらるべき者の資格。

(ホ) 選挙の效力に關する疑又は争の最終の決定。

(ヘ) 規則を執行すべき方法。

前記の諸事項に關する規則は此等の事項に關し一定の範囲に於て細則を設くるの權を地方政府廳に委任することを得。

(五) 前記の規則の範囲内に於て印度の各國の元首又は臣民は立法評議會議員として任命せらるる

ことを得。

第七十二條 D(一) 州の立法評議會に於ける議事及其の手續は本條の規定に依る。

(二) 州の歳出及歳入の豫算は毎年記述の形を以て之を立法評議會に提出し、州の收入及其他の金證の支出に關する地方政府廳の提案は毎年承認請求の形を以て立法評議會の議決に付すべし立法評議會は其の請求に對し承認を與へ又は之を拒み又は其の請求に依る金額を或は總金額の削減に依り或は其の各項を削除し又は減額するに依り削減することを得。

但し

(イ) 地方政府廳は其の請求が留保事項に關し且知事に於て其の請求に係る經費が其の事項に關する知事の責任を充たすに缺くべからざるものなることを證明するときは立法評議會が其の承認を拒み又は其の金額を削減したるに拘らず其の承認を與へたるものとして行動することを得。

(ロ) 知事は緊急の場合に於て州の安全又は靜謐の爲に又は各廳の事務執行の爲に必要なりと認むる經費の支出を命することを得。

(ハ) 如何なる目的の爲にするかを問はず支出に關する提案は知事の發意に依り之を立法評議會に提議するの外之を爲すことを得ず。

(三) 左の各項の経費に付ては前項の規定に拘らず之を立法評議會に附議することを要せず。

一 地方政廳より參議院に於ける總督に納付すべき分賦金

二 公債の利子及元本の償還

三 法律に依り又は法律の下に支出額の定まれる経費

四 陛下に依り又は陛下の裁可を得て又は評議會に於ける大臣に依り任命せられたる者の俸給及恩給

五 州の高等裁判所判事及辯護士長の俸給

支出の提案が前記各項の経費に屬するや否やに付争あるときは知事の決定を以て最終の決定とす。

(四) 法律案の提出若くは提出の發議又は法律案の修正の動議若くは動議の發議ありたる場合に於て知事は該法律案又は其の特定の條項又は其の修正が州又は其の一部又は他の州の安全又は靜謐を害することを證明して該法律案、特定の條項又は修正に關し議事を開かず又は之を繼續せざることを要求することを得此の要求あるときは之に従ふことを要す。

(五) 此の法律に依り定むる規則に依り本條の前數項の規定を執行する爲及評議會に於ける議事の秩序に關し必要なる規定を設くることを得、議長副議長共に缺席の場合に於て議長の職務を行ふべき者に關する規定、定足數を構成すべき議員數に關する規定、竝に規則に列記したる事件に付

質問又は討論を禁止し又は制限することに關する規定に付亦同じ。

(六) 此の法律に依り定むる規則に依り規定せられたるものを除くの外立法評議會に於て遵守せらるべき議事の整理及手續に關し議事規程を定むることを得、第一回の議事規程は參事會に於ける知事之を定む、但し地方立法院は知事の同意を得て之を變更することを得、議事規程にして此の法律に依り定むる規則に抵觸する場合に於ては其の之に抵觸する限度に於て無効とす。

(七) 立法評議會に於ては規則及議事規程の範圍内に於て發言の自由あるべし。何人も立法評議會に於ける發言又は表決に基き又は其の議事録の公報中に含まるる事項に何れの裁判に於ても訴追せらるることなし。

第七十二條 E(一) 州の立法評議會に於て留保事項に關する法律案を否決し又は知事の同意したる形に於て議決せざりし場合に於ては知事は該法律案の通過が該事項に關する知事の責任を充たすに缺くべからざるものなることを證明することを得、此の場合に於ては該法律案は立法評議會の同意なきに拘らず之を通過したるものと看做され、知事が之に署名するに依り最初の提案の形に於て又は場合に依り總督の同意したる形に於て地方立法院の法律と爲る。

(二) 前項の法律は知事之を定むることを明記し知事は直に其の公正謄本を總督に送付すべし、總督は陛下の裁可を奏請し樞密院に於ける陛下の裁可を得て總督が之を公示するときは其の以後に



於ては該法律は地方立法府の議決を経て正式に同意を得たる法律と同一の效力を有す。

但し總督に於て緊急の必要ありと認むるときは陛下の裁可を奏請せずして之に同意することを公示することを得、此の場合に於ては該法律は直に前記の效力を生ず、但し樞密院に於ける陛下の不許可に服す。

(三) 本條に依り定めたる法律は其の制定後成るべく速に之を國會の兩院に提出すべし、陛下の裁可を奏請すべき法律に付ては國會の各院に於て其の開會中八日を下らざる期間其の謄本を提示したる後に非ざれば裁可を奏請することを得ず。

第八十條 A(一) 各州の地方立法府は此の法律の範圍内に於て現に其の州を構成する地方の平和及善政の爲に法律を定むるの權を有す。

(二) 各州の地方立法府は次項の規定に牴觸せざる限度に於て此の法律の施行の前又は後に英領印度に於ける該地方立法府以外の官憲に依り制定せられたる其の州に關する法律を廢止變更することを得。

(三) 各州の地方立法府は豫め總督の認可を得るに非ざれば左の事項に關する法律を定め又は審議することを得ず。

(イ) 新に租税を賦課する權利を授くるもの但し此の法律に依り定むる規則を以て此の規定を適

用せざるものと定めたる租税は此の限に在らず。

(ロ) 印度の公債又は參議院に於ける總督の職權に依り印度政府の一般の目的の爲に現に賦課せらるる關稅又は其の他の租税に影響するもの但し前號の規定を適用せざるものと定めたる租税の賦課又は變更は此等の關稅又は租税に影響するものと看做さず。

(ハ) 陛下の海軍陸軍又は空軍の何れの部分に付ても其の紀律又は維持に影響するもの。

(ニ) 政府と外國又は外國君主との關係に影響するもの。

(ホ) 中央事項を定むるもの。

(ヘ) 此の法律に依り定むる規則を以て全部又は一部印度立法府の立法に屬すと定められたる地方事項を定むるもの。

(ト) 現に有效なる法律に依り明に參議院に於ける總督に留保せられたる權限に影響するもの。

(チ) 此の法律の施行前に英領印度に於ける該地方立法府以外の官憲に依り制定せられ且此の法律に依り定むる規則を以て豫め認可を得ずして地方立法府の廢止變更することを得ざるものと定めたる法律の條項を廢止變更するもの。

(リ) 此の法律の施行後印度立法府の制定したる法律にして此の法律に依り豫め認可を得ずして地方立法府の廢止變更することを得ざるものと爲せるものを廢止變更するもの。

但し地方府の制定したる法律又は法律の條項にして後に此の法律に依り總督の同意を得たるものは此の法律に依り豫め總督の認可を得るを要するものなることの理由のみに因り其の效力を妨げらるることなし。

(四) 各州の地方立法府の國會の法律に影響すべき法律を定むるの權を有せず。

第八十一條 A(一) 法律案が地方立法評議會を通過したるときは知事、副知事又は州長は之に同意し又は同意せざることを宣言せずして、其の全部又は一部を評議會に還付して其の再議を求め、其の適當と認むる修正案を之に添付することを得、又此の法律に依り定むる規則を以て指定したる場合に於ては該法律案を總督の指揮に留保することを得、該規則に於て其の留保を命ずる場合に於ては總督の指揮に留保すべし。

(二) 法律案を總督の指揮に留保せる場合に於ては左の規定に依る。

(イ) 知事、副知事又は州長は其の留保の日より六ヶ月以内に於て何時にても總督の認可を得て該法律案を評議會に還付して其の再議を求め之に添付せる修正案を審議することを勸告することを得

(ロ) 法律案を知事、副知事又は州長の意見を附して評議會に還付したる場合に於て評議會が修正を加へ又は加へずして再び該法律案を可決するときは評議會は更に之を知事、副知事又は州

長に回付することを得。

(ハ) 總督の指揮に留保せられたる法律案が其の留保の日より六ヶ月以内に總督の同意を得るときは知事、副知事又は州長が之に同意したる場合と等しく正式に其の同意を公布するに依り法律と爲る若し六ヶ月以内に總督の同意を得るときは六ヶ月の期間満了前に左の處置を取る場合の外該法律案は消滅し效力を生ずることなし。

(1) 知事、副知事又は州長が法律案を評議會に還付して其の再議を求めたるとき。

(2) 評議會閉會中なるときは次の會期の初に於て再議の爲に法律案を還付する見込なることを公示したるとき。

(三) 總督は(法律案が總督の指揮に留保せられたる場合を除き)地方立法府を通過したる法律に同意し、又は同意せざることを爲さずして該法律を陛下の裁可に留保することを宣言することを得、此の場合に於て該法律は樞密院に於ける陛下が之を裁可し總督が其の裁可ありたることを公示するに至る迄其の效力を生せず。

第二 海峡植民地の立法制度

海峡植民地に於ても、他の英領植民地に於けると同じく、總督は英國皇帝より與へられたる勅許狀の範圍

内に於て立法權を行使する勅許狀は、其れが何れの英領植民地に於けるものたるを問はない。極めて簡単に

- (一) 總督の主宰する立法會議の立法上に於ける權限を規定し
- (二) 總督が立法權の範圍に於て審議決定せる法律と雖、皇帝は否認する權利を保留する旨を述べ
- (三) 皇帝の勅許なくして立法會議が決議をなし、總督が公表施行する能はざることを明言し
- (四) 立法會議の會議執行に關する規定は、是れを勅訓に讓る旨を規定した。

一、立法議會の組織

立法會議の組織は、一九二一年の勅許狀及勅訓に規定せられた。

爾來定職上當然議員たる者 七名

總督の任命する官吏議員 四名

總督の任命する非官吏議員 八名

(内二名は新嘉坡及彼南商業會議所の指名に基き、總督に於て任命するものなり)の十九名より組織せられて居たが一九二二年末改正せられた。

官職議員 一二名

官吏議員 二名

非官吏議員

一三名

即ち二十七名に増員擴張せらるゝことになりたるも、後記の理由により、現在議員は總督を加へ二十五名である。

官職上當然議員たるべき者、即ち官職議員は左の如し。

一、總督

二、軍司令官

三、民政長官

四、彼南理事官

五、檢事總長

六、財務局長

七、土木局長

八、馬拉加理事官

九、教育局長

一〇、支那事務局長

一一、衛生局長



一二、土地局長

總督に依て任命せられる官吏議員及非官吏議員は、皇帝の勅許を要する。二名の官吏議員中、一名は警視總監の職に在る者にして他の一名は官職上當然議員となるべき職務、即ち教育局長代理を勤め居る爲め、官吏議員としては目下一名缺員である。又従前の非官吏議員八名中、英國籍支那人議員一名他は總て新嘉坡、彼南及馬拉加在任英國人であつた、改正の結果支那人は三名に増加せられ、外に印度人、混血人及馬來人より其の代表者として各一名宛新に任命増加せらるゝことになり、一九二三年々初に於て、支那人、混血人及印度人議員は夫々任命せられたが、馬來人中には未だ適任者見當らざるものによ、今に任命せられない。爲めに非官吏議員も亦一名員欠員の姿である。

總督は亦非官吏議員を免じ、又は議員たるの職務の執行を停止することを得
非官吏議員の内譯左の如し

新嘉坡商業會議所推薦者	—
彼南 同上	—
新嘉坡在住者	四 内英國籍支那人
彼南 同上	二 内同
馬拉加同 上	二 内同

印度人代表	—
混血種代表	—
馬來人代表	— (但し未任命)

二、立法會議の權限

- (一) 一八四三年 英帝國議會に於て制定せられたる Colonial Evidence Act に依り與へられたる、野蠻人未開人にして基督教の精神を理解せざる者の證據を法廷に於て採擇することに就て必要なる法律の制定權
- (二) 一八四九年 の Colonial Inland P. O. Act に依り與へられたる、植民地の内部に郵便局を設立し、是れを維持經營することに就て必要なる法律の制定權
- (三) 一八六〇年 の Admiralty of fencibles Act に依りて與へられたる植民地の領域内に於て負傷し、其の領域外に於て死したる者に對する犯人取調べに必要なる法律の制定權
- (四) 一八六五年 の Colonial Validity Act に依りて與へられたる、植民地に於ける裁判所の開設、廢止改造、及其の組織の變更に必要な法律の制定權
- (五) 一八六五年 の Colonial Marriages Act に依り與へられたる婚姻の當事者が、共に英國法に依りて

婚姻するの資格ありと認めらるゝ場合、英領土の一部分に於て成就したる結婚は、他の部分に於ても有効適法なることを規定する法律の制定権

(六) 一九一四年の British Nationality and Status of Aliens Act に依りて與へられたる、植民地に於て歸化權を附與することに必要なる法律の制定権

(七) 一八八一年の Army Act に依りて與へられたる、即決裁判に依りて徴收せる罰金額を減するに就て必要なる法律の制定権

(八) 一八九〇年の Colonial Court Admiralty に依りて與へられたる、無制限的民事裁判權を有する植民地に於ける裁判所を、植民地海軍々法會議として認むることに必要なる法律の制定権

(九) 一八九四年の Merchant Shipping Act に依りて與へられたる、沈没其他船舶の遭難に關する事項をば、植民地の裁判所をして取調へしむることに就て必要なる法律の制定権

(二) 前記 Merchant Shipping Act 第二六四條に依りて與へられたる同條令第二部の規定を、植民に於ける英國籍の船舶其船主及乗組員に適用することに就て必要なる法律の制定権

立法會議を通過したる法律案は、是れを總督に提出して同意を求め、總督是に同意したるときは、官報を以て公布し、特別規定なき限り、其の效力は公布と同時に發生する。總督が通過法案に對し皇帝の批准を得る爲め任意同意を保留し、後日皇帝の批准を得たる場合は(一)之を公布し(二)皇帝の批難を経たる

旨立法會議に文書を以て通牒するか、或は皇帝の批准を得たる旨を公布することに依り效力の發生を見るのである。

皇帝は、植民地の法律に對し否認權を留保し居るの外、左記法律の制定に關しては、必ず皇帝の批准を要するものとせられてある、但し皇帝より何分の指命あるまで、或る法律の施行を停止する法律案、又は總督が緊急施行の必要ありと認むる法律案に對しては、總督は自己の裁量に依り臨機同意を與ふる權限を附與せられて居る。是も當該法律案は本國の法律並に條約上の義務に牴觸せざることを要件とせられる。

- 一 正式に結婚せる夫婦の離婚に關する法律
- 二 總督自身の爲にする土地金錢の贈與、進物、祝儀の寄進に關する法律
- 三 官吏の定員、俸給、手當等に増減を惹起すべき法律
- 四 海峡植民地の貨幣及び銀行券の發行に關係を有する法律
- 五 銀行の創設に關する法律、銀行の組織、權力、特權に改正變更を來す法律
- 六 差別的輸入税を賦課する法律
- 七 英國が、條約に依り當然他國に對して負擔すべき義務と兩立せずと思惟さるゝ箇條を有する法律
- 八 英國陸海軍の良好なる統率訓練と兩立せざる法律



- 九 英國の國威、海峽植民地に住せざる英國民の權利、財産、又は英國及其屬領の通商船海に有害なる結果を生ずるらしく懸念せらるる法律
- 一〇 歐洲人が受けざる制限拘束に、歐洲系統ならざる人民をのみ苦しましむる危険ある法律
- 二 皇帝が一度勅許を與ふることを拒める規定を其の條章中に有する法律

第三 蘭領東印度の立法制度

一、蘭領東印度に於ける法令の種類及立法式

「法律の明文に依て當然規定せらるべき事項、及法律に依て既に規定せられたる事項、勅令に依て規定せらるべき事項、及勅令に依て既に定められたる事項以外の事項に關し、總督は一般的規定を設けることを得」

と規定し、蘭領東印度には法律、勅令の外に總督が其立法權に依て設くる一般法律上の規定あることを認めて居る。

蘭領東印度には、目下三種の一般的規定がある

- (一) は聯邦議會が國王と協同して設くるもの稱して法律といふ

(二) は國王が己れの立法權を利用して作る一般的規定にして稱して勅令といふ

(三) は蘭領東印度總督が、蘭領東印度の憲法たる政府規則に保障されたる立法權を行使して設くる一般的規定にして稱して總督令といふ

(一) 法律 和蘭憲法第一〇九條の、法律なるものは、其れが和蘭に於て施行せらるるものと、植民地に於て施行せらるるものとを問はず、聯邦議會と國王とが協同して是を作るとある。協同して設定する場合に二あり。一は國王が規定せらるべき事件に就て提案をなす場合にして、其の提案が法律として發布せらるる迄の手續順序左の如し。

- (イ) 或事件問題に就て國王提案をなさんとする。
- (ロ) 其場合國王は、其問題事件を主管すべき大臣に命じて法律案を作らしむ。
- (ハ) 大臣の方に於て成案を得れば閣議に附す。
- (ニ) 閣議に於て異議なければ案は樞密院に廻附せらる。
- (ホ) 樞密院に於ても異議なければ、主管大臣の説明書と共に、勅使に依て聯邦議會の下院に廻附せらる。
- (ヘ) 下院は五部に分たる。
- (ト) 各部には部長、副部长、報告掛各一名あり。



(チ) 五部の部長と下院議長とは合體して中央部會を形成す。下院議長は中央部會の會長なり。
(リ) 五部に屬する五名の報告掛は、樞密院より廻附せられたる議案に對し、各部の意見を附す。
(ヌ) 而して是れを主管大臣の手に送附す。

(ル) 主管大臣は、各部より提出せる質問の要點に答へ更に是れを下院に送附す。
(ヲ) 下院に於ては是れを總會の議に附す。

(ワ) 下院に於ては、法律案の各條項を審議す。而して訂正すべき點あらば是れを訂正す。第一續會に於ては、法律案の各條項に就て決を採る。

(カ) 第二續會に於ては案全體に就て採決。

(ヨ) 可決せられたる案は上院に送附せらる。上院に於て五部會あることは下院と異なる所なし。

(タ) 上院に於ては修正せられず下院案を全體として可決するか否決するか何れにかす。

(レ) 上院に於て可決せられたる案は國王の手に戻る。

(ソ) 國王是れを裁可す。

(ツ) 國王は是を官報に於て公表す。

聯邦議會(下院のみ提案を爲す權を有す)が規定せらるべき或事件に就て提案をなす場合其れが法律として公布せらるゝまでの順序は左の如くである。

(イ) 下院が提案をなす場合、該法律案は、國王よりの提案と全く同一の取扱ひを下院に於て受く。

(ロ) 下院案は採決の後上院に廻附せらる。

(ハ) 上院に於て可決せらるれば樞密院に於て附議せらる。

(ニ) 國王は樞密院のアドバイスに依て下院の提案を採擇するか否かを決す。而して是を議會に通告す

(ホ) 王が議會の案を採擇せる場合には案は法律として官報に公表せらる。

植民地の問題に對する國王並に聯邦議會の立法權の及ぶ範圍は如何。換言すれば、蘭領東印度の諸問題中、何が法律に依て規定せられ、何が勅令に依て規定せられ、如何なる問題が總督會に依て規定せらるゝか。各立法權の及ぶ範圍は如何。此の問題に就て、和蘭憲法は、其の第六十一條に於て。

(イ) 蘭領東印度政府規則の規定は法律に依て定む。

(ロ) 蘭領東印度の貨幣制度は法律に依て定む。

(ハ) 植民地に於ける右以外の事項と雖國王及聯邦議會に於て必要と認むる場合に於ては法律を以て是を定む。

と述べ更に第六十二條に於て

(ニ) 植民地會計法は法律に依て是を定む。

と云つて居る。

法律上規定さるべき他の事項に就ては和蘭憲法は何等語る所はない。茲に於て如何なる事項が法律に依て規定せられ、如何なる事項が勅令の問題となり、如何なる事項が總督令に依て規定さるべきかは明瞭ではないけれども蘭領東印度關稅法は法律に依て定むとしてある。蘭領東印度政府豫算は會計法に依て定められなければならない。又東印度總督が豫算以上にクレデトを開くとき、東印度政府が借款を起すとき又は他の借款を保證するとき、決算額を決定するとき東印度の豫算より生ずる剩餘金の處分をなすとき、不足金額が填補せらるるとき、蘭領東印度政府が或者一萬盾以上の事件に就て争ひ、調停に應ずるとき、蘭領東印度政府が一萬盾以上の要求権を有し、政府が其の權利の一部又は全部を放棄せんとするときは一に法律に依て認可せられなければならない。蘭領東印度政府が或會社と契約し、該會社に特權を與へて事業を經營せしめんとするときは、其の契約書は法律に依て承認せられなければならない。

(二) 勅令 蘭領東印度政府規則第二十條に於て「勅令に依て定めらるべき事項及既に定てられたる事項以外に關し、總督は一般的規定を設けることを得」といひ、第二十一條中には「非常の場合に於て總督は法律に依て規定すべき事項、國王が其立法權内に保留せる事項に就て一般的規定を設けることを得。但し此の如き一般的規定に就て、總督は後、國王又は法律の認可を得ざるべからず」といひ、又同第二十四條中に於ては「總督は國王の事後承諾を條件として」云々といひ、國王が立法權の所有者なることを明

言せるも、國王が如何なる事項に就て勅令を發し得るかといふことに就ては、殆んど何等語る所がない。(三) 總督令 最後に第三級の立法機關たる總督に就て一言せんに蘭領東印度政府規則は、第二十條に於て「法律の明文に依て、當然規定せらるべき事項、及既に法律に依て規定されたる事項、勅令に依て定めらるべき事項、及既に定められたる事項以外の事項に關し、總督は一般的規定を設けることを得」といふ規定を設け、總督の立法權を確認した。

(1) 平常の場合に於ける立法

東印度政府は、總督と印度評議員(副議長一名、議員四名)との二要素からなる。

政府規則に依れば、總督も評議員も共に法案を提出し得るけれども、普通の場合法案を提出するものは總督である。即ち、總督は新に設けんとする法規に最も深き關係を有する省長官をして立案を爲さしめ、成案の後是を書記官長に廻附し、案文を洗練せしめ、然る後是を印度評議員會の議に附する。印度評議員會の多數が總督の案に賛成したる時は案は成立したるものである。反是、印度評議員の多數が、總督の案に變更を加へたる場合は、

(一) 總督が評議員會の意見に同意して案を成立せしむるか。

(二) 總督は變更案を審議することなく、國王の決裁に依り、原案變更案の中何れか一方を成立せしむるか。

- (三) 領内の平和、其の他緊切の利益が脅威せらるゝ場合、總督は再審議に附する一方、自己の責任に於て一時自案を成立せしむることを得。
- (2) 非常の場合に於ける立法。
- (一) 戦争反亂以外、非常の事故領内に出来せる場合、總督は、政府規則第二十一條の規定に従ひ、普通、國王並に聯邦議會の法律又は國王の勅令に依て規定せらるべき事項に就ても一般的規定を設くるを得。但し總督の設けたる一般的規則が、法律に關係ある場合には、總督は後に至りて聯邦議會及國王の承認を得、勅令に關係ある場合には國王の認可をうけなければならない。
- (二) 戦争反亂以外、非常の事故出来せる場合には、總督は、政府規則第二十三條及二十四條の規定に従ひ、蘭領東印度の全部或は一部に對し、法律又は勅令の效力を停止することを得。但し、法律の場合に於ては、聯邦議會、勅令の場合に於ては國王の事後承諾を得なければならぬことは前と同斷である。
- (三) 戦争反亂の場合に於て、總督は和蘭及蘭領東印度の爲に必要なりと信する手段、又は平常の場合ならば國王の裁可を必要とする手段をば、總督一己の責任に於て採用するを得。斯の如き場合に於て總督は、又、蘭領東印度の全部又は一部を交戦状態に在りと宣言し、政府規則の規定及法律の效力を一時停止するを得。

二、會議

- (一) 州會 政府は一九〇四年地方分權令なるものを勅令として發布し州及分州に州會分州會を置き地方人をして地方的問題の解決に參與することを許し、中央集權の弊を除き幾分人心を緩和する途を開いたといふけれども、之を以て民族全體の要求を満足することは出来ない。民族全體としては、彼等の生活に直接間接影響を蒙らしむべき國家的問題の解決に参加せんことを希望して居るのである。
- (二) 國民議會 一九一六年十二月十三日附法律を以て東印度政府規則を改正し、所謂國民議會なるものを設置するに決した。但し國民議會の特色とする所は、其れが一の諮問機關であつて決定權を有せない點にある。併し、假令決定權を有せずとも、該議會の決議は理論に於ても實際に於ても民意を代表するものなるが故に政府としては、決して輕々に觀過することは出来ない、國民議會の組織權限大要左の如くである。
- (1) 國民議會の組織 現今國民議會は、四十八名の議員と一名の議長とよりなる。議長も議員も共に勅任である。四十八名の中、半数即二十四名は總督の推薦に係る。此二十四名は、元々印度評議員が一名の國民議會議員に對して二名都合四十八名推薦せる者の中より、總督に於て隨意に選擇したるものである。總督の推薦する此二十四名中、八名は蘭領東印度土人、十六名は在住歐羅巴人及東洋人

よりなる。總督の推舉する前記二十四名以外の議員は、蘭領東印度に散在する市會、州會或分州會の議員に依りて選舉せられる。此二十四名の議員中、十六名は土人他の十二名は歐洲人及び在住東洋人でなければならぬ。由是觀之、國民議會議員總數四十八名中、二十名は土人、歐洲人及東洋人の總數は二十八名となる。

(2) 國民議會の權限 國民議會は、前記の如く、諮問機關であつて決議機關ではない。從て積極的の權能と稱すべきものは、一として有せなければ、改正政府規則第三十一條は、總督は次の五項に限り必ず國民議會に諮問するを要すとしてある。次の五項とは

- (一) 蘭領東印度政府の豫算決算に關する事項
 - (二) 決算面に現はれたる剩餘金の處分、不足金の補填に關する事項
 - (三) 總督が總督の處分に依りて、蘭領東印度公債を發行せんとするとき、起債及是れに對する保障に關する事項
 - (四) 蘭領東印度住民の兵役に關する事項
 - (五) 右以外、勅令に依りて指定せらるべき事項
- 茲に最も政府當局者を困惑せしめ居る問題は、改正政府規則第三百三十一條中に在る「國民議會は、國王、聯邦議會、及總督に對し、蘭領東印度及其住民の利益に關する問題につき意見を開陳するを得」

といふ規定である。國民議會に對する諮問の範圍を前記の五項に止めて置いたならば、毎年二回の議會も無事に終了するであらうと想像せらるゝに、聯邦議會が右の如き規定を挿入せる爲め、議員等は蘭領東印度に關する、あらゆる問題を國民議會に提起し、開會の都度政府を窘めて居るのである。

第四 比律賓

一、會議

- (1) 元老院(二十四人) 代議院(九〇人) 議員は共に選舉せらるるも元老院議員中二人代議院議員中九人は文化の程度低き區域より總督之を指名シアガサン外八州を代表する。即九人は非教族他は基督教族である。
- (2) 議員選舉權者の資格は二十一才以上の男子たること及英、西、土語を讀み書き得る能力を有し五〇〇圓以上の財産所有者又は三十圓以上の納税者たることを要する。
- (3) 國務院行政と立法の連鎖となり統治上民意を代表する議長は總督であつて兩院議長及總督府各部長を以て組織し總督が部長官其他の高官を任命するに當りては本院の同意あることを要する。部は内務、學務、財務、司法、農務、商務、交通の六つに分ち學務部長の外は比人を登用する。

二、豫算

編成手續は、先づ政策一般に關する閣議の決定に基き、各部より要求豫算を財務部に提出し、同部に於て審査査定したものを閣議に付する。而して政府の決定案となす閣議には、兩院議長を出席せしめる。斯して得たる成案を總督より教書と共に議會に提出するのである。議會は豫算額を減少し得るも増加することが出来ない。又豫算は下院に先議權がある。總ての支出は政府の要求を待つ主義を採らないで、豫算費目中に議會の任意支出に充つる爲め剩餘金を設くる例である。

三、立法

總督に拒否權がある。兩院三分の二以上を以て可決せば拒否せらるゝも大統領に訴願することが出来る。比律賓行政法典は、其の第一〇五節に於て、總督の否認權に就て

「上下兩院を通過せる各案並に兩院協同決議案は、其れが法律となる前に、總督に提出せられなければならぬ。總督が右の案を是認する場合、彼は是に署名する。總督が右の案を否認する場合、彼は否認理由を附して、右の案が始めて提出せられたる院に廻附する。該院は、總督の否認理由を記録に留め、

否認せられたる案を再び院議に附する。該院の議員として選舉せられたる議員總數の三分の二が否認案を可決したとき、該院は曩に記録せる總督の否認理由を附せる再決議案を他院に廻附する。該他院議員として選舉せられたる議員總數の三分の二以上が該案を再び可決したときは此再決議案は再び總督に提出せられる。總督は此再決議案を再考し是れを是認するか、是認せざる場合には、一九一六年八月二十九日附米國聯邦議會條令（即ち比律賓政治法）の規定に従つて大統領に提出し裁決を仰ぐ」と規定し更に行政法典第一〇六節に

「總督は、豫算案中に於ける或項目に對し否認權を行使することが出来る。但し該否認は、否認せられた項目以外の項目に及ぶものではない。總督の否認した項目は、第一〇五節に規定せる手續を経るにあらざれば效力を有せざるものである」と規定してある。

四、地方制度

比律賓の行政區劃は州と其の下の市及町村である。各州には、立法機關たる州會あつて、從來は知事、財務課長及官選に依る民間議員によつて組織せられたが、一九一五年財務課長の議員たるを廢し、市町村長中より總督が選任した議員をして之に代らしめた。（市町村長は公選なるが故に之によつて州の政治に民衆の參與權を認めたることとなる）一九一六年官選に依る議員を、選舉により公選することとし

である。

市町村の行政は、市町村長、助役、収入役、書記及市町村會の行ふ所であつて、市町村長、助役及市町村會議員は公選に依り、選舉權者たるには二十三才以上にして市町村内に六ヶ月居住し、且、英又は西班牙語を読み書きする能力を有し、一定の財産あることを要する。

第五 アルゼリア

一、沿革

- (1) 一八三四年總督を置く
- (2) 一八五八年アルゼリア大臣の管轄に變更す
- (3) 一八六〇年更に總督を置きたるが、一八八一年より其政務は本國各省大臣に分屬せしむ
- (4) 一八九二年更に總督の權限を擴張せり

二、本國議會への選出議員

- (1) 上院へ三

下院へ六

- (2) 各縣より上院へ一名宛

同 院下へ二名宛

- (3) 選舉權者たるには、佛市民權ある者(佛人、アルゼリア猶太人)たるを要し、回教徒は選舉權を有せず。一九一九年に至り二十五歳以上の男子にして一夫一婦制を守り出征したる者、土地を所有し農業に従事する者、読み書きの能力を有する者及佛國勳章所有者に對し佛市民權を與へた。

三、會議

(1) *Conseil de gouvernement*

總督府會議、諮問機關であつて、總督府高等官七名を以て組織し、毎週一回開き總督の提出する問題を審議する。

(2) *Conseil supérieur de gouvernement*

高等委員會

- (1) アルゼリア高等官及民間代表者を以て組織し總數六十名で其の半數は總督府關係者即ち總督の指名に係る官吏及民間代表者(土人代表者を含む)他の半數は財政委員會より選出するものである。

(ロ) 豫算及施設事項を審議し年一回開催する。

(3) *de la finance financières*

財政委員會

- (イ) 一八九八年設置せられ第一部移民代表者(二十四人)、第二部移民以外納税代表者(二十四人)、第三部土人代表者(二十一人)より成り、第一部第二部は選挙によつて選出し、第三部は一部分は選挙に依り一部分は總督の指名に係る。
 - (ロ) 課税に關する、各種事項の調査及豫算の審議をなすも、政治問題に付審議權を有たない。
- 兩委員會の議決なくば公債を起し鐵道其他公共事業の特許を爲すことが出来得ない。

四、豫算

- (1) 豫算は一九〇〇年よりアルゼリアに於て獨立に編成する。
兵役免除税、專賣品に對する収入は母國歳入に編入し、軍事費及私設鐵道に對する利益保護は母國の負擔とする。
- (2) 總督は豫算編成の上内務大臣の了解を得財政委員會、高等委員會に回付したる後、決定後更に内務大臣に提出し、内務大臣の報告に依り、大統領令を以て決定する。而して收入豫算のみ本國議會の協賛を得るものとしてある。
- (3) 財政委員會に於ては、豫算案に付、第一部四人、第二部四人、第三部三人の委員を以て審査し、總會に於て決定した後高等委員會へ回付する。

人事に關する支出、規定の立案權は總督に保留する。
職員の手當、恩給、給金の増加、現行法律を以て規定せる制限額以上の増加に關する事項は決議し得ない。

高等委員會は、經常費の取消及新支出の立案權を有せない。
租税の設定、廢止若は其徴收法、割當及定率の修正に關しては、總督若は一委員の提案及財政委員の報告に基き、財政委員總會に於て審議に附するのである。

五、地方制度

- (1) 軍政地域を除き、縣は佛國政府に於て任命せる知事に依りて統轄し、郡は政府に於て任命した郡長統轄し、市區はアルゼリアに於ける施政單位であつて、完全自治、雜居及土人市區の三種に區別する。
 - (2) 市區の別
 - (イ) *Municipios de plein exercice* 多數の白人を有する中心城市を有し此の市區に居住する土人は、市區制參與權があり居住民は其選舉せる市區會委員に依りて代表せられ、行政は、市區長之を擔任する。市區長は市區委員會中より選舉せられ有給とし、任期は四年である。
- 而して此の地方に關係せる事項の決定は、市區委員會の決議に基くものであるが、之が執行前知事の



認可を要する。

(ロ) *Communes mixtes*

雜居市區 總督に依り任命された市區長に依り統轄せられ、市區長は佛國人の代表及土人代表の各同數より成る市區會に依りて補佐を受ける。

此の市區會委員は、佛國人たる助役、佛國人より選舉せられたる佛國人の委員及總督の任命する土人委員から成る。

會長は市區長之に當る。

(3) 完全自治市區の選舉 佛人議員は佛人に依り選舉せられる。但し土人も佛人を選舉することが出来る。選舉方法は人口に比例する。回教徒土人百万至千人の場合は二人、千人を増す毎に一人の議員を増すも總數に於て六人を超ゆることを得ない。又全議員の四分の一を超ゆるを得ない。土人議員たるには身分、財産、住居、年齢に付條件がある。

第六 愛 蘭

一、沿革

南部二十六州と北部六州とに分れ各獨立議會を有せしめ南部は共和制を宣言し一九二二年南愛政府を建

設した

二、會議

- (1) 代議院 は豫算立案權を有し百五十三人を以て組織する。二十一才以上の男女にして一定の資格を有する者は選舉權を有する。
- (2) 元老院 は豫算案に建議することが出来る。六十人を以て組織し三十才以上の市民であつて一定の資格を有する者は選舉權を有する。
- (3) 英主權者 の代表者は議會の決議案を拒否し又は之を保留することが出来る。

三、行政

内閣は五人以上七人以下の大臣を以て組織し、代議院に席を有することを要する。代議院に對し責を負ふ總理大臣は代議院に於て指名し總理大臣は其他の大臣を指名する。

四、愛蘭自由國憲法制定令

A 愛蘭國會は愛蘭自由國令に順隨し憲法制定を目的とする憲法會議の形式に於て本令の條令に指示さ



れたる項目を内容とする法令(爾後憲法令と指稱す)を通過した。それに依つて該憲法令の第一箇條目としての憲法が愛蘭自由國憲法たる事を聲明された。而して該憲法令に依て如上憲法は左記の條規に従ふものとしてある。

B 本憲法は英愛條約規定條項(附記第二箇條目に掲げられ、條目條約と稱せらる)と相對的關係に於て効力を有するものにして若し本憲法の條項、修正條項、乃至は附隨的の法令が該條目條約と抵觸する場合には如上の範圍内に於て前者は絶體的に無効たるべきものであつてその際國會及び自由國執行院は條目條約を捕促するに必要なる立法乃至はそれに相當する手段を取るものとしてある。

C 尙本憲法の第七十四條に於て自由國內に於て當年度及前年度に繋る現行租税を續行する規定設定せられ従て同様の規定が同じく英蘭及蘇格蘭にも設定せらるるを便として居る。

D 依て不列顛國議會の僧籍及民籍上院議員及下院議員の提言と承諾とに依て左記の規定が不列顛皇帝に依て制定せられん事を希望するものとしてある。

一、憲法令の第一箇條目に規定せられたる憲法は前述の條件に従ふ規約の下に於て愛蘭自由國の憲法とせらるる事及同憲法の第八十三條の規定に依る不列顛國皇帝の布告に依て施行せる事但し皇帝は同憲法公布後如何なる時たるを撰ばず愛蘭自由國の總督を任命する事

二、(1) 自由國外に於ても課せらるべき租税乃至は賦課税に關しては左の規定が設けらるべき事

(A) 愛蘭自由國の設立は當年及前年度乃至は當年度の最終日或はその前及該年度の何れの時たるを問はず支拂ふべき租税、賦課税を納付する責務及同支拂額に關して何等の影響を來さず隨て該税

は自由國設立以前とあらゆる點に於て全く同様の方法に依て納入せらるべき事

(B) 愛蘭自由國と他の不列顛國及アイルオブマンの間に於て轉送せられたる貨物は輸出入品と見做す事、但し形式及報告の關係上に於てはその限りではない、

(2) 租税及賦課税に關する本項の規定を次年度迄延長せんとする規約が愛蘭自由國と締結されし場合英國皇帝はそか國會の決議に依て承認されたるを條件として樞密院の諮詢を経たる勅令に依て該令を自由國に施行するを適法とする事

(3) 當項に關して年度なる語は(所得税、附加税に就き)賦課年度を意味し(その他の税に關しては)三月三十一日を結末とする一年間を意味する。

三、愛蘭自由國が規定を設くるに於てはその規定設定以前に採擇せられたる法令にして英國の自治殖民地に施行せらるるものは同様自由國にも適用し亦は適用しても可なるべき事

四、該憲法の如何なる條項も英帝國議會が立憲的方法に依て自由國に適用さるべき法令を制定す權限を阻止するものではない。但しその際該法令は英國自治殖民地の全體に適用さるべきものの場合に限る事



五、本令は愛蘭自由國一九二二年憲法令と稱せらるるべし或は亦前述條目條約批准國令法とも考へ得べし

七八

スケヂュール(條目)

憲法令

デール・エイリオンは當假議會に於ける憲法會議の形式に於て合法的權能は神より人に與へられたるもの亦如斯くしてこそ愛蘭の國民生活と統一は回復せらるべしとの確固たる信念よりして、ここに愛蘭自由國の設立を聲明す、而して正當なる權利の行使に就きて左の規定を布告す

- 一、後段に附せる第一條目に指示せられたる憲法は愛蘭自由國の憲法たるべし
- 二、Bと同斷
- 三、本令はあらゆる目的を通して一九二二年愛蘭自由國憲法令と稱せらるるを得

第一條目

四、愛蘭自由國憲法

第一條 愛蘭自由國(サオルスタート、エイリオン)はブリツチンコンモンウエルス、オブ、ネーションズ(英帝國)を形成する國家團體の均等資格を有する一員なり

第二條 愛蘭に於ける立法、行政、司法に關するあらゆる政治權能の權限は愛蘭國民より來り、而してそは本憲法に依り或は順隨して設置せられたる機關に依り行使せらる

第三條 本憲法施行當時愛蘭自由國の管轄區域に居住し居たる總ての人(男女を問はず)愛蘭に生れし人、如上の條件を具備する人を兩親とする人、亦は自由國の管轄區域内に普通七年以上居住したる人は自由國の市民である、而して該管轄の範圍に於て同市民たるの權利を享有すると同時に亦その義務を負ふものとする

かかる人か他國の市民なる場合の市民權を辭退するを得、自由國市民權の獲得及放棄に就ての條件は法律に依り決定せらる

第四條 愛蘭自由國の國語は愛蘭語である、而して英語も同時に公用語として認容せらる、但し自由國の國會か或時特定の地方或は範圍に於て孰れか一國語のみを使用する事を決定するは自由なり

第五條 愛蘭自由國に於ける或關係ある功績に對しては自由國の執行會議の承認或は提言ある場合に限り名譽尊稱を授與せらる

第六條 人權の自由は不可侵であり、法律に依る以外人は自由を奪はるる事なし、如何なる人に拘はらずそれ自身亦は他の人に依り彼が不法に拘禁せらるる事實が訴願せられし場合、高等法院亦はその判事は直に同伴に就き調査を施行し、拘禁者に命して直に被拘禁者の引渡しを命し或はその拘禁の

七九

理由を書式に依て提出せしめその拘禁が合法にあらずと断定する場合直に被拘禁者の釋放を命ず、但し此條令は戰時狀態或は武裝的叛亂に際して自由國の軍隊が執る行動に就ては適用せられず。

第七條 市民の居住權は不可侵である法律に依る、場合以外侵入するを得ず。

第八條 良心の自由及宗教職業及行爲は社會の秩序及道義に反せざる限り凡ての市民に對して保證せらる、而して法律に依て或特定の宗教を殊更に庇護し或は禁止し或は制限し、乃至はその信仰、位置等に依りて優劣厚薄を附するが如き事なし、尙社會の補助になる學校の生徒が宗教的教課に出席せずして登校する權利を左右し宗教の派に依てその學校に對する國庫補助に關して差別を附するが如き乃至は如何なる宗教團體或は學校の財産、道路、鐵道、電燈、上下水道等の如き社會公益事業に關連する理由以外を自由にして處理するを得ず、但しその際賠償を支拂ふ場合はこの限にあらず。

第九條 言論發表の自由、平和的乃至は凶器を携帯せざる集會の權利及團體組合を組織する權利は、その社會の道義に反せざる範圍内に於て保證せらる、それを統制する、法律は政治的、宗教的、階級的差別を包含すべからず。

第十條 愛蘭自由國の市民は自由初等教育を受くる權利を有す。

第十一條 愛蘭自由國の領土内にある土地、河川、鑛山及鑛石にして從來國有なりしもの亦は社會效用に供せられつありしもの或は同領土内にある天然資源(空氣及他の能動的潜在勢力を包含す)及

同區域内の特許權、民權は本憲法施行當日より亦はその後より自由國に屬す、但しトラスト、讓渡、貸借契約に繋るもの、及有效利子に關するものはこの限にあらず、亦如上のものは法令に依り亦立法に依て承認せられたる規定に依て自由國議會に統轄處理せらる、されどその如何なる部分も割讓せられず、但しそが社會公益の爲讓渡乃至は許可の形式に依り官憲の監督下議會の統轄の下に民間に貸與せらるべし、但しかかる讓渡亦は許可は九十九年以上に亘る事を得ず亦は始めの條件にて契約書替乃至延期を許さず。

第十二條 自由國立法機關はオイリークタースと稱せらるるこのものは王と二院、即ちデール、エイリーンと稱せらるる下院とセアナード、エイリーンと稱せらるる上院とよりなる、自由國の平和と秩序と良政とを目的とする法律制定の唯一獨自の權限はオイリークタースに屬す。

第十三條 オイリークタースはダブリン市に於て亦はその近傍に於て開かる、亦事情に依りては隨時決定せられたる場處に於て開かる。

第十四條 愛蘭自由國の凡ての市民は性の如何を問はず二十一歳に達したるもの又は現行選挙法の規定に準據するものは國會下院議員選舉權を得亦一般投票に参加し議案を提出する權利を得、如上の市民にして三十歳に達し亦は前段の條件に適合するものは上院議員選舉權を得、投票者は一人一票以上を投する權利なく投票は秘密投票に依る、當權利行使の方法と場處とに就ては法律に依て決定

せらる

第十五條 二十才に達したる市民にして憲法亦は法律に規定せられたる不能無資格の範疇に屬せざるものに限り下院議員の被選舉權を有す

第十六條 一人にて同時に上下兩院の議員たるを得ず、孰れかの一院に議席を有するものか、尙亦他院の議員に選舉せられたる際は前人の議員たるの資格を放棄せるものと見做さる

第十七條 愛蘭自由國國會議員の宣誓は左記の形式に寄る

「本員は法律に依て成立されたる愛蘭自由國の憲法に眞實の信頼と忠順を誓ひ、ジョージ五世陛下世嗣及法定の襲位者に對しては大不列顛國の同一市民として忠誠を誓ふ」

右の宣誓は各國會議員が正式にその議席に着くに際し宮廷の代表者亦は皇帝に代表者として任命せられたる人の面前に於て行ふものとす

第十八條 各國會議員は反逆亦は重罪を犯したる場合或は反亂に際したる場合を除いては國會への途次、歸路、亦はその中に於て拘引せらるる事なし、尙議會中の發言に關しては議會以外の他の法廷に於て罪を論せらるる事なし

第十九條 國會の官報及出版物(上下兩院を含む)及公表せられたる議會内の發言は特典を保有す

第二十條 上下兩院はその條令及常規を制定しその違叛者を罰し亦討論の自由を保證し議員の書類書

信を保證し亦は議會及議員に對して第三者か干渉妨害し或は買収するが如き事を防ぐ

第二十一條 各院はその議長副議長を選びその權限、義務、報酬及任期を定む

第二十二條 憲法に規定せられたる以外の各院に關する事柄は議長亦は座長議員を除きたる出席議員の多数決の投票に依て決定せらる、但し投票が贊非半はする時は議長亦は座長議員が投票權を行使して贊非を決す、各人がその權限を行使するに必要な會議に於ける議員の定數はその常規に依て決定せらる

第二十三條 國會は議員の俸給支拂に就いて規定を設定し、議員に對して愛蘭國內の何れへの地域に對して旅行上の便宜を與ふ

第二十四條 國會は少くも年一回會議を開く、國家は不列顛國皇帝の名に於ての宮廷の代表者に依て召集亦は解散せられ亦如上の條件の下に下院は國會再會日及終結日を決定す、但しこの際上院はそれを承引するにあざれば下院と共に會議を終結する事なし

第二十五條 國會各院の議事は公開さる、非常に際しては出席議員三分の二以上の決議に依て議事は公開せられざる事あり

第二十六條 下院は法定の選舉區民の代表員に依て組織せらる、國會議員の定員數は隨時國會に依て變更決定せらる但し下院議員(大學選出議員を除き)の總數は少くとも人口の三萬に就いて各一人亦

は多くとも人口の二萬に對して一人の割合とす、但し國內を通じて被選舉議員と選舉區民との數の比例は最近調査に依て可及的均等ならしむべき事、議員は比例代表法に依て選舉すること國會は少くとも十年毎に一回人口の分布に應じて選舉區を改正する事、但しかかる改正は下院の會議開催中に施行せられざるものとす

第二十七條 愛爾自由國の各大學にして本憲法施行當時存在し居たるものは選舉權亦は法定の手續に依て三人の議員を下院に送る事を得

第二十八條 下院の總選舉の投票は(大學議員を除きて)國內を通じて同一日に執行せらる而して該日時は解散後三十日を出でざる

範圍内の事及同日は一般休業となさる、下院は總選舉日より一ヶ月以内に召集せられ、而して第一召集日より起算して解散せられざる限り四ヶ年同繼續さる、但しそれ以上に亘るを得ず、下院は執行委員會の提言に依るにあらずんば隨時解散さるる事を得ず

第二十九條 下院議員の死亡、辭職、資格喪失に際して空席は法定の手續に依て満たさる

第三十條 上院議員は國家に功勞ありしに依り推選せられたる公民亦は特別の資格技能に依り國家的生活の代表者に依りて組織せらる

第三十一條 上院議員の數は六十名たる事、上院議員たるべき人は下院議員たるべき資格を有し同時に

に年齢三十五歳以上に達したる人たるべき事、上院構成法に従ひて上院議員の任期は十二年たるべき事

第三十二條 上院議員の四分の一は左記の規定に依て三年毎に一回つつ選舉せらる、その際は愛爾自由國の權限の及ぶ地域全體を二つの選舉區とせられ選舉方は比例代表法に依る

第三十三條 上院議員選舉に當ては左記の規則名簿が設定せらる

(A) 規定の數の三倍丈の有資格者を選抜しその中三分二は下院に依て比例代表法の主義に依て推選せられ、三分の一は上院に依て同じく比例代表法の主義に依て推選せらるる事

(B) 且て上院議員たりし事ありし人にして(將に辭職せんとする人をも包含す)文書を以て執行委員會に被選舉名簿に加へられん事を要求せし人は規則名簿に加へる事

提言方法と候補者推選の手續は上下兩院の各々が別に決定す但しその際國內に於ける重要な團體機關を代表し得る者たる事に注意する事、尙亦その手續は文書に依る事、又被推選者の承諾を経る事更にその被推選者の資格を指示する事、右の名簿が作成せらるるやその名簿人名は資格記載と共にアルファベット順に配して發表する事

第三十四條 上院議員が死亡するか、辭職する場合或は資格を喪失する際は上院の投票に依て補缺せらる、如斯にして選はれたる議員は被缺者の就任當日より起算す三年目の結尾に於て辭職しその空



席は本憲法三十二條規定範圍に加へられて満たさるる事、尙斯く選はれたる議員にして十五番目以下の席次の場合は死亡亦は資格喪失被補缺議員の満期の時に相當する時日に於て同じく満期となる但し第十六番目のかかる議員は例へ死亡、資格喪失者の補缺たりとは云へ通例時日満了のもの補缺と見做さる

第三十五條 下院は左記の法案の件に就ては上院より獨立せる立法權を有す

その法案とは租税の賦課廢止、變更、制理等に關するもの、債務返還その他國庫財政事務に關するもの、公金使途收入、監理、會計檢査に關するもの、公債起成及その返還亦は如上の事に從屬するもの、但し右は全部國家的意味に於てのものに限り地方的性質を有するものは含まず下院議長は提出せられたる法案が前述のもの範圍に屬するや否や決定するを得、但し該法案が例へ通過されたる後にもせよそが未だ三日を出てざる場合、上下兩院の孰れが一方の者が五分の二以上の投票に依りて文書を以て要求せし場合該法案が前掲の範圍に屬するや否やを決定する爲兩院より選出せられし各三名つづの委員よりなる特別委員會に廻付するを得、但し同委員會の議長は臨時高等法院判事の資格に於ての有能有意の人にしてその委員會の投票が贊非半はする時に於てのみ一票を投して最後の決定をなす、同委員會の決定は最終のものにして而も絶體なり

第三十六條 下院は各財政年度の開始後出來得る限り迅速に愛蘭自由國の歳入歳出の豫算を審議し、特

別のものを除きては各年度の決議を施行する立法は該年度内に於て制定を了する事

第三十七條 國席は隨時投票、決議乃至は法令に依りて自己に左右せられさるる事、但し宮廷の代表者か執行委員に對してその目的を指示して提言せし場合はその限りにあらず

第三十八條 下院に於て提出亦は通過されたる法案は上院に廻付せられ財政に關するものにあらざる限り修正せらるる事あり而して下院は再びその修正を審議す、然して下院に依りて通過せられ上院に依りて審議せられたる法案は上院に廻付せられたる時より二百七十日以内亦は兩院にて可決せられたる日に於て(二百七十日以上に亘る時)下院に於て通過せられたる形式に於て兩院を通過したるものと見做さる但しマナー、ビル(財政に關する法案)は上院に送られたる時より二十一日以内に於て下院に返還せられ、上院が之を承引するに否に關はず前述二十一日の期限を過ぎて後尙下院に返還せられざる時は、該法案は兩院に依りて通過されたるものと見做さるマナー、ビル以外の法案にして上院に廻付せられたる時は上院の決議に依りて上下合同委員會を組織し該法案を審議する事を得但しこは單に審議に止まり票決するものにあらず

第三十九條 上院に依りて提出せられ通過されたる法案は下院に廻付さる、若し下院が同法案を修正せし際は同法案は下院に提出されしものと見做さる、尙若し下院が之を否決する時は該法案は當該議會開會中には再び提出されず然し下院は動議を提出しそを再審議する事を得

第四十條 法案にして上下兩院の孰れかに依て通過せられ他のものに依て承認せられたる場合同法案は兩院を通過したるものと見做さる

第四十一條 法家か兩院に依て通過せられたるものと認定せられし際は直に執行委員會は直に該法案を不列顛宮廷の代表者に提出して皇帝の名に於てその承認の署名を求め亦は承認を求む然し該代表者は同法案に對する皇帝の承認を拒非し亦は皇帝の意志に従てその署名を適當の時機迄保留するを得、但しその際代表者は加奈太に於けるか如く法律と慣習と憲法的手續に依る事皇帝の署名を保留せられたる法案は同法案か皇帝の承認を得る目的を以てその代表者に提出せられたる時より一年以内にその代表者か議會に對して口頭亦は文書を以て皇帝か承認したる事實を表示するにあらずんはその效力を生せず、その際の口頭辭亦は文書は上下兩院の時報に載せられその寫は自由國の記録に残す事

第四十二條 法令か皇帝の承認を得たる場合は下院に依て任命されたる雇員亦は吏員をして該法の一つの寫しを作成せしむ(一は愛蘭語一は英語)而して同寫は當該法の最後の認定證左たるものにして若し二つの寫しか矛盾する時は宮廷の代表者に依て署名されたる方に従ふ

第四十三條 議員は委員會の審議承認經過後如何なる法案にもせよ法律違反を宣言するを得ず

第四十四條 議會は法律に依て定められる権限を有する從屬的立法機關を設定するを得

第四十五條 議會は國家の社會的經濟的生活の分派を代表する公務的亦は職務的諮詢機關を設定するを得、かかる機關を設定する法律はその権限と義務と愛蘭自由國に對する關係を規定するものとす

第四十六條 議會は條項約に規定せられたるか如き武装軍隊を愛蘭自由國領土内に於て組織し維持する絶體の権限を有す

第四十七條 法案にして兩院に依て通過され亦は通過されたるものと認定されたるものも通過されたるものとされたる時より七日間以内に下院の五分の二以上の人員亦は上院の決定的多數に依て文書の形式に依る要求か執行委員會長に提出せらるる時は九十日間停止するを得、かかる法案は議會に依て制定せられたる法令に依り上院議員の五分の三以上亦は選舉權所有者の二十分の一以上に依て決議の形式に依て九十日の定期満了以前に於て要求せられたる時は一般投票に依て人民の採決に委せらる而してその採決は決定的の效力を有す但しこの手段はマネー、ビル或は兩院か國家の安寧秩序に必要なものと認められたる法案に對しては適用せられず

第四十八條 議會は民衆に依る一般法律亦は憲法の修正を目的とする提案する事を規定し得、若し議會か該手續を二ヶ年以内に執行せざりし時は一選舉一萬五千人を出てさる割合に於ての七萬五千以上の登録選舉權所有者の請願に依りかかる手續を執行し得亦は當問題を一般投票に關する法令に從ひて廣く民衆の採決に委するを得

議會を通過したる民衆提案の立法は左記の規約に基つく

九〇

(1) 該提案は登録有権者五万人以上に依る請願に依ること

(2) 若し議會かかかる提案を却下したる場合は一般投票に關する法令に従ひて民衆の一般採決に委す

(3) 議會かかかる提案を制定する場合、一般立法、憲法修正に關する規定に従ふ事

第四十九條 實際上襲撃されたる場合以外愛蘭自由國は議會の承諾なしに戰爭に参加せず

第五十條 本憲法の條款條約の期限内に於ける修正は議會に依て行はる但しかかる修正か議會兩院を通過してもそか人民の一般投票に附せられ三分の二以上の多數を得るにあらずんば法律となるを得す

かかる修正は普通八年間の期限以内に於ては通例の立法に依て行はれ第四十七條に従ふ

第五十一條 愛蘭自由國の執行權は不例皇帝にあり而して加奈太の例に従ふ法律、慣習、憲法的規條に依て同皇帝の代表者に依て行使せらる執行會と稱せらる自由國の政治を補佐する諮詢機關を設く同會は下院に對して責任を有し皇帝の代表者に依て任命せられたる七名以下五名以上の大臣に依て組織せらる

第五十二條 執行會を組織する大臣は皆下院議員たる事而して會長副會長、財政部專任委員を包含す

第五十三條 執行會の會長は下院の推選に依る、同議長は副議長を撰任す、而して副議長は議長の死亡

亡、辭職、資格喪失の際後任議長の選定せらるるまで議長の責務を執行す尙亦副議長は議長の臨時

缺席の場合にも議長の代任を務む他の執行會の會員は下院の承諾を得て議長の推任に依る議長及會

員は下院に於ける多數的支持を失ふ時は辭任す但しその際後任者か決定せらるる迄事務を執行す下

院の絶體多數の支持を失へる執行會の提言に依て議會は解散せらるる事無し

第五十四條 執行會は同會員に依て管理せらる各省に關する事務情件に就て共同的責任を負ふ同會は

各年度に於ける愛蘭自由國の歳入歳出の豫算を作成し前年度結末下院に提出す同會は共同權限の主

體として審議を開き執行を行ふ

第五十五條 國務大臣にして執行會の會員たらざるものは皇帝の代表者に依て任命せられ本憲法第十

七條の規定に従ふ右の如き各國務大臣は下院の委員會と下院の選定せし方法に従て同院に依て推任

せられ同院の公平なる代表者たるの責務を有す下院か推任者を適任と認めざる場合には委員會は適

任者か認定せらるるまで推選を行ふ、國務大臣は執行會員を含みて十二名を超ゆるを得ず

第五十六條 執行會の會員にあらざる國務大臣はその管轄下にある省の當面責任者たる事、而して個

人的にその省の件に關して下院に全責任を有する事、但し議會に依つて公職的及び職務的委員會が

組織せられし際は該大臣は下院の決議に依つて同委員の推選に依り下院議員となる事を得執行會員

九一

にあらざる大臣の任期は下院の期限と同一なり然しその際後任者が決定せらるるまで留任する事而して右の大臣は任期内に於て下院そのものに依るの外辭職を強ひらるる事なし、即ちかかる際下院はその選定する方法に依り委員會に決議を附してその辭職を執行す

第五十七條 大臣は上院に出席し演説する權利を有す

第五十八條 下院議員が大臣に任命せらるるも下院の議席を失ふ事なく亦再選を得る必要なし

第五十九條 大臣は法律に依つて隨時決定せらるる事に依る俸給を受く、但しその俸給は大臣任期中に減縮せらるる事なし

第六十條 皇帝の代表者たる愛蘭自由國總督は加奈太總督と同一方法に依つて任命せらるる該總督の俸給はオーストラリア總督に給與せらるるものと同額なる事尙その俸給は自由國の國庫より支出せられ尙同財源よりその官邸その他を維持する規定を制定する事

第六十一條 愛蘭自由國の歳入はその財源の如何を問はず法定の例外を除いては、一の財源をなし自由國の目的の爲めに使用せらる、但し法律に規定せられたる方法に依る

第六十二條 下院は會計検査官及び官長を任命し自由國を代表して會計の衡に當たらしむ検査官は支出を監理し議會に依り亦は其の權限に依る會計を検査し、法定の時日に於て下院にその結果を報告す

第六十三號 該検査官は兩院の決議に依る不正行爲資格喪失の理由以外停職せらるる事なし右の規定に従ひ、その待遇任期は法律に依つて決せらる、検査官は國會議員となる事を得ず亦は有給の職を兼任するを得ず

第六十四條 愛蘭自由國の司法權は議會に依つて設置せられ法廷内に於て下記の方に依り任命せられたる法官に依り行使せられ裁判を行ふ、法廷は第一審法廷と大審院と稱せらるる控訴院よりなる第一審法廷は高等法院を含みそは凡て法律上の問題、民刑に亘る事件を管轄し決審する權限を有し、この他尙亦地方的限定せられたる管轄權を有す下級法院あり、法定になる控訴權を有す

第六十五條 高等法院の司法權は憲法の規定に關係する法律の正常なるや否やの問題に迄に及ぶ、如上の事由が問題とせらるる凡ての場合に於て高等法院のみが基本的管轄權を有す

第六十六條 自由國の大審院は法律の不正當に關する事件を除き亦法令に依つて定められたる場合を除きては高等法院の決裁に對する控訴を審議する權能を有す、大審院の判決は最後のものにして亦決定的なり、而して法廷、裁判、權利の主體に依つて改修せらるる事なし、但し如上の規定は大審院の審議中皇帝に對して同院より皇帝に訴願するの權利、亦は皇帝がかかる訴願許容するの權利を防ぐるを得ず

第六十七條 判事の數、法廷の條令、組織、事務、分布、管轄及手續に關する凡ての件は當時の現行

の法律又は條令に規定せらる

第六十八條 憲法に依りて設立したる大審院、高等法院及その他の法廷の判事は執行會の提言に依りて王廷の代表者に依りて任命せらる、大審院、高等法院の判事は宣言せられたる不正行爲、資格喪失の際兩院の決議に依つてなざる以外停職せらるる事なし、該判事に關する停年、俸給、辭職に件ふ恩給、任命の際の宣言の事は法律に依つて規定せらる、俸給は任期中遞減せらるる事なし、設置せらるる他の法院の判事の任期は法律に依つて定めらる

第六十九條 凡ての判事は職務遂行上全く獨立的なる事、但し憲法と他の法律には順隨す、判事は國會議員となる事を得ず亦他の有給の職を兼掌する事を得ず

第七十條 何人も法に依るにあらざる限り裁判に附せらるる事なし亦臨時法廷が設定せらるる事なし、但し軍法違反者を審問する爲法定の軍法會議はこの限りにあらず、軍法會議の權限は一般人民に及はず亦是影響せず、但し戰時、叛亂亦は如上の際犯されたる罪惡に就ては法律の規定に従ひて軍法會議が處理す、如上の如き權能は民事法廷があり亦は開廷せられ得べき處に於ては適用せられず、亦如何なる人もかかる權限を施行する目的の爲めに一つの管轄區域より他の區域に移動せらるる事なし

第七十一條 愛蘭自由國の武装團員にして現役に屬せらるるものは民事法廷にて審議し得るものと認め

らるる犯罪に就きて軍法會議亦は軍事法廷に附せらるる事なし、但し該犯罪が議會に依つて承認せらるる軍規施行を目的とする法律及法令に依つて明かに軍法會議、軍事法廷の管轄内に入ると目せらるる場合その限りにあらず

第七十二條 違刑罪の裁判は陪審官の出席なしに執行せられず、但し即決裁判にて法に依つて審理し得べき輕小なる犯罪亦は軍法會議或は軍事裁判にて審理すべき軍事法に對する犯罪はこの限りにあらず

第七十三條 本憲により亦本憲法に牴觸せらるる限り、愛蘭自由國の法律にして本憲法施行當時既に施行せられ居りしものは議會に依つて廢止亦は修正せらるる迄全效力を維持す

第七十四條 憲法の如何なる條項も、規定に依る租稅納付金を支拂ふ義務に支障を與ふる事なし、而してこの點に關して執行會は準政府として如上の義務に責を負ふ、貨物にして愛蘭自由國と不列顛の如何なる地方にもせよ亦はマン、オブ、アイルとの間に於て輸送せらるるものは執行會が別に指定せらるる限り形式亦は報告上に關して輸入亦は輸出品として見做されず

二(1) (A) (B) (3)に準ず

第七十五條 本憲法に依る法廷法院が設立せらるる迄、終審法院、民事區裁判所、一年四回開廷せらる、州裁判所及即決裁判所従前の如く權能を行使し、而して如上の裁判所の判事にして本憲法の施

行當時在任せしものは當分の間從前の規定に依りて現職に止まる、但しその際、終審裁判所及民事區裁判所の判事にして辭職の意志を自由國總督に提示するときはその限りにあらず、如上の法廷の缺員に就きては本憲法に依る判事任命と同様の手續に依つて補充任命を行ふ、本憲法に依る大審院の判決に關する第六十六條の規定は本條に依つて維持さるる控訴院の判決に適用さる

第七十六條 終審裁判所亦は民事區裁判所の判事が本憲法に依る法廷の設置せらるると同時に本人の同意の上新法廷の判事に任命せられざる時は條款條約第十條に依りて同條約に順隨する政府變改の結果辭職せるものと見做なざる、但し右の如き權利は英國政府に對して反抗的意味を含まざるものとす

第七十七條 本憲法施行當時假政府の在任官吏(英國政府に依つて任命せられたるものを除き)はそれと同時に愛蘭自由國の官吏となり、從來の任期に準してその現任に留まる

第七十八條 英國政府より假政府に轉任を命せられし官吏は如上の際條目條約第十條の恩恵に浴す

第七十九條 公務行政の讓渡は、本憲法施行前迄に假政府に交付せられざりしものは一九二三年三月三十一日迄亦一ヶ月以前官報に布告する條件の下に執行會が決定するそれ以前の時日迄延期す如上讓渡の當時行政に在任し居たるものは以下掲述の規定に依り自由國の官吏となる、本憲法第七十七條は如上の官吏が英國政府より移換せられたる假政府の官吏なるものとして適用せらるる如斯く轉換す

せられた官吏は、本憲法施行前該行政事務が假政府に己に讓渡せられありしものとして取扱はる

第八十條 各省の財産、所有、權利、債務に關しては愛蘭自由國政府は假政府の後繼者と見做なざる亦英國政府の各省が自由國政府の機關となりしてふ限界に於て英國の該省の後繼と見做さる

第八十一條 本憲法施行後一九二二年愛蘭自由國法令に依つて選舉せられたる國會は施行後一年以上に亘らざる範圍の期間内亦本憲法第十七條に議員が順隨する條件の下に於て本憲法が下院に讓與したる權利と職權とを行使するを得、尙又第二十六、二十七、二十八條に依る下院の第一回選舉は如上の期間滿期の後可及的迅速に執行すること

第八十二條 本第十四條三十三條の規定如何に拘はらず第一回上院は下記の規定に従つて本憲法施行後直ちに組織せらる

- (A) 第一回上院は六十名の議員よりなり、その中三十名は選舉せられ三十名は推薦せらる
- (B) 三十名の推薦議員は執行會長に依つて指名せらる、この際議長は下院に於て充分代表せられざりし團體亦は黨派に有利的に注意を拂ふこと
- (C) 三十名の選舉されたる議員は下院に依つて比例代表法の主義に従つて選舉せらる
- (D) 三十名の推薦議員の中抽籤に依つて選ばれたる十五名のは滿十二年任し、残り十五名は六年間在任す

(E) 三十名の選舉議員の中選はれたる最初の十五名は九年間在任し残りの十五名は三年間在任す
(F) 如上議員の任期満了の際は本憲法第三十二條に依つて代任者を決定す
(G) 臨時缺員は本憲法三十四條に依つて補充す

第八十三條 本憲法の憲法會議、英國議會に依る通過採擇は一九二二年十二月六日以前に於て可及的
迅速に英國王に依つて宣言せられ、而して本憲法はその宣言と共に即時施行せらる

第二條目

英愛條約條款協約

- 1 愛蘭は不列顛帝國と稱する國家聯合に於てカナダ、ニュージー、ランド、英領南アフリカと同格の立憲的地位を保有し、而して愛蘭の安寧秩序良政治を目的として法律を制定する議會を有し、又該議會に責任を有する行政機關を有し、而して愛蘭自由國と稱す
- 2 下記規定に順隨して愛蘭自由國の不列顛帝國の議會と政府に對する地位はカナダに同じ、而して該帝國のカナダに對する英國官廷亦はその代表者及議會との關係に關する法律、手續、立憲慣習はそのまゝ以つて自由國に適用さる
- 3 愛蘭に於ける帝國官廷の代表者任命はカナダに對するそれと同一なり
- 4 愛蘭自由國々會議員の行ふ宣誓は次の形式に依る

「本員は法に依つて設立せられたる愛蘭自由國の憲法に對して眞實の忠誠と順從を誓ふ亦本員はジョージ第五世、その世嗣、又は法定の後繼者に不列顛帝國の一員としての資格を以つて忠誠を盡すへし」

- 5 愛蘭自由國はその設立當時現在する帝國の債務、軍事恩給の支拂ひに對する責務を負ふ、但し此等のものが公平合理と目せらる範圍なる事亦愛蘭の正當なる要求を支持し、相殺或は反對要求の形式に依つて目的を遂行す、而してその額は協約のなき場合帝國市民なるものに一人以上の獨立公平なる人士の裁定に依つて決定す
- 6 愛蘭自由國が沿岸防備を目的とする協約を英帝國と締結する迄、帝國及愛蘭の海上防備は帝國海軍に依つて行はる、但し愛蘭自由國政府が收入漁業保護上必要と認むる船艦を建造維持するは差支なし如上の本條の規定は本憲法施行後五年目に開催さるべき英國愛蘭兩政府の會議に於て修正せられ得へし、但しその會議は愛蘭沿岸防備を審議するものとす
- 7 愛蘭自由國の政府は英帝國海陸軍に左記のものを供す
 - (A) 平時
 - 港灣その他の利便、亦は英國との間に隨時取決むべきその他の便宜を供す
 - (B) 戰時亦は外國と不穩状態の際

- 港、その他の利便にて英國政府が防備上必要とするものを供す。
- 8 國際武備縮少の原則を遂行せむが爲め、若し愛蘭自由國が防備軍亦は艦隊を組織し維持するとしても、自由國が英國に對する人口上の比例を超過することなし
- 9 英帝國及愛蘭自由國の港灣は港灣税其他の所要の税を支拂ふ條件の下に外國の船艦に解放せらる
- 10 愛蘭自由國の政府は一九二〇年の法令に規定せらるるものより不利ならざる條件の下に解任せられたる者、官吏、警察官その他公吏に相當の報償を支拂ふ本憲法に依る政府の改變の結果解任せられたる者に對しても同斷なり但し如上の規定は補助警官、亦は本憲法施行前二年以上に遡る英國に於て應募せられたる愛蘭王廷警察隊員には適用せられず、但し此等の警察官の報償支給に就ては英國政府が責任を負ふ
- 11 本協約批准を目的とする議會法の通過後一ヶ月を経過する迄議會と愛蘭自由國の政府との權能は南愛蘭に對しては行使せられず、而して一九二〇年愛蘭政府法は、それが北愛蘭に關する限り完全の效力を保持す、而して北愛蘭の兩院に依てそを贊する決議が通過せらるるにあらざれば北愛蘭の選舉區の爲に愛蘭自由國の議會に議員を送る目的を有する選舉は執行せられず
- 12 前述期間の經過前、北愛蘭の兩院に依て英國王に訴願が提出せらるる時、愛蘭自由國の議會と政府の權能は北愛蘭國に及ばず、而して一九二〇年愛蘭政府法は北愛蘭に關しては、完全の效力を保持す

亦本協約は必要と認めらるる修正を行ふ條件の下に效力を有す、但し右の如き訴願が提出せられし際は三人よりなる委員會（一人は愛蘭自由國政府に依て任命せられ、一人は北愛蘭の政府に一人は英國政府に依て任命せらるる委員長）は住民の意志に従ひ亦經濟的、狀況に適合する様北愛蘭との境會を定め、尙一九二〇年愛蘭政府法及本協約に依る規定も、北愛蘭境界の設定は右の委員會に依て決定せらるる事を定む

- 13 前12條に關して一九二〇年愛蘭政府法に従ふ北愛蘭議會の愛蘭協議會の議員を選ぶ權能は愛蘭自由國の議會が設立後同議會に依て行使せらる
- 14 前述一月の期間が經過後、如上の訴願が提出せられざる場合は、北愛蘭の議會及政府は北愛蘭に關して愛蘭政府法に依て與へられたる權能を行使す、然し愛蘭自由國政府及議會は北愛蘭に於て北愛蘭議會が法を制定する能はざるが如き件に就きては他の愛蘭に於けると同様の權能を行使す、但し後段に述ふる規定に従ふ
- 15 前述の期間後北愛蘭政府及南愛蘭假政府は隨時會合し前段の訴願が提出せられざりし際十四條が施行せらるる規定を審議す即ち左の如し
- (A) 北愛蘭に於ける官職選定權の保證
- (B) 北愛蘭に於ける租税徵集の保證

北蘭愛に於けるその通商と産業に關係する輸出輸入の保證

同國に於ける小數人種の保護

北愛蘭と愛蘭自由國の財政的關係の決定

北愛蘭に於ける地方義勇軍の組織及同國及愛蘭自由國の防備軍の關係の決定

(G)(F)(E)(D)(C) 若し如上の會議に於て規定か決定せられし際は、該規定は本協約十四條に依る愛蘭自由國の議會及政府の權能が北愛蘭に於て行使せられ得る事に關する規定の中に設けられたるもの如くに取扱はる

16 愛蘭自由國の議會も北愛蘭の議會も直接間接に宗教の宗派に差別的取扱を與ふるか或はその自由を制限し或は奪ひ、或はその信仰を左右し、或は公共資金に依る學校の生徒が宗教教育を受けざる權利を奪ひ、或は公共事業の爲か乃至は賠償金を支拂ふにあらずして宗教團體の財産を處置左右するが如き法律を制定するを得ず

17 本協約規定の時日と愛蘭自由國の議會と政府との設立迄の間の假協定として愛蘭政府法通過後南愛蘭選舉區の議員の會議開催又は假政府組織の手續を即刻施行し、而して英國政府は右の假政府にその職責を遂行する權利と機關とを與へる手續を執ること、但しその際同假政府の各員は文書を以て本協約を承引する意志を英國政府に表明すること、然し如上の規定は本協約施行期日後十二ヶ月

を經過せし時は適用せられず

18 本協約は英國政府に依て直ちに英國議會に提出せられその承認を求め、亦愛蘭の調印國はを南愛蘭の下院の議員を選ぶを目的とする會議に附す、而し承認せられし時は必要なる立法に依て批准せらる

第七 加奈太に於ける一千八百六十七年大英北米法律抄

第一條 此法律は一千八百六十七年大英北米法律と稱せらるべし

立法權

第十七條 「加奈太」には女皇、上院、庶民院の三者より成立する一議會を設けらるべし

第二十一條 上院は此法律の規定に由り「セネートル」(上院議員)と稱するもの七十二人より成立す

第二十二條 上院の組織に關しては加奈太は三區より成立するものとせらる則ち

一、「オンタリオ」

二、「クエベック」

三、海領則「ノバスコシャ」及び「ニューブランズウィック」



以上三區は（此法律の條項に由り）左の如く上院に代表せらるべし

「オンタリオ」二十四人

「クエベック」二十四人

海領二十四人内十二人は「ノバスコシヤ」十二人は「ニュブランズウィック」を代表するものとす

「クエベック」を代表する二十四人の各上院議員は加奈太條例彙纂第一篇八附表に定められたる下

加奈太の二十四選舉區の一より選任せらるべし

第二十三條 上院議員の資格は左の如し

- 一、滿三十歳以上なること
- 二、女皇陛下の生得の臣民たること、又は、大英國々會若しくは大英國愛蘭聯合王國會若しくは合同前の「上加奈太」「下加奈太」「ノバスコシヤ」「ニュブランズウィック」の各立法府若しくは合同後の「加奈太」議會の法律に由り、歸化を許されたる女皇陛下の臣民たること
- 三、課金、負債、質權、及び一切の負擔義務を除き四千弗以上の價值ある土地家屋を所有し又は長賃貸權を有すること
- 四、債務及び責任を控除したる上に不動産動産の合併價額四千弗以上を有すること
- 五、選任せらるべき領地内に居住すること

六、「クエベック」の場合に於て選任せらるべき選舉區内に於て不動産に關する資格を有すること又は其の區の居住者たること

第二十四條 總知事は隨時に女皇の名に於て「加奈太」の大璽を押捺したる文書を以て適當なる人を上院に召喚すべし而して此法律の規定に由り召喚を受けたる者は上院議員たるものとす

第二十九條 上院議員は此法律の規定に由り終身上院に其の位置を保有す

第三十七條 庶民院は此法律の規定に由り一百八十一人を以て組織せらるべし「オンタリオ」は八十二人を「クエベック」は六十五人を「ノバスコシヤ」八十五人を「ニュブランズウィック」八十五人を選出す

第三十九條 上院議員は庶民院議員に選舉せられ若しくは其の職に就き若しくは庶民院議員として投票するの資格を有せざるものとす

第四十四條 庶民院は總選舉後第一開會の劈頭に於て成るべく速かに其一員を議長に選舉すべし

第五十一條 一千八百七十一年及び其後十ヶ年毎に行ふべき人口調査完了の結果に基き四領地の代表は加奈太議會が隨時定むる所の當局者に依り相當の方法を以て按排せらるべし但し左の規定に従ふべきものとす

(一)「クエック」は六十五人を議員の確定數とす

- (二) 他の諸領地の議員数は六十五人が「クエベック」の惣人に(毎次人口調査の結果に依る)に對する
 と同一比例を以て其人に(毎次人口調査の結果に依る)に照し議員數を定むべし
- (三) 領地の議員數を定むる人口數單位の計算には一員を増減すべき人口數の一半以下は之を切り棄
 つべし其一半以上には一人を増加すべし
- (四) 各領地の議員數を案排増減するに付き最近人口表に於ける領地の人口が加奈太の總人口に對す
 る比例の割合と前案排期に於ける同一の比例とに照し二十分の一以上の減少を生じたる場合の外は
 現在議員數より減少すべからず
- 第五十三條 公の收入の支出を定め又は租税若くは賦課金を徴收する法律案は先づ庶民院に提出せら
 れざるべからず
- 第五十四條 庶民院は總知事が該院に提案せざる目的費途に對し公の收入租税若くは賦課金の一部を
 支出すべき投票、決議、獻議、又は法律を議決通過することを得ず
- 第五十五條 議會を通過したる議案にして女皇陛下の裁可を得んが爲めに總知事に提出せられたる者
 に對しては總知事は此法律の條項及び女皇の訓令に遵ひ女皇の名に於て該議案を裁可す又は裁可せ
 ず若くは女皇の聖斷に一任す等の裁決を公示すべし
- 第五十六條 總知事女皇の名に於て裁可を裁決したるときは遲滞なく案の正本を女皇陛下の國務尙書

の一人へ送付すべし國務尙書が正本を領取したる後二ケ年以内は女皇は樞密院會に於て該案を裁可
 すべからずと思料したるときは其不裁可の旨を總知事に告知す

第五十七條 總知事が女皇の聖斷に一任すと裁決したる案は女皇の裁可を得んが爲めに總知事へ提出
 せられたる日より二ケ年以内に於て總知事が議會の各院に對する口頭又は文書の通牒若くは公示の
 方法を以て女皇は樞密院會に於て裁可を與へられたる告知を爲さざる以上は法律の效力なきもの
 とす

領地憲法

第五十八條 各領地には知事を置く參事院に於ける總知事は加奈太州權を捺捺せる文書を以て之を任
 命す

立法府

第六十九條 「オンタリオ」には知事及び「オンタリオ」立法會と稱する一院を以て組織する立法府ある
 べし

第七十條 「オンタリオ」立法會は八十二人の議員を以て組織せらるべし該八十二人は此法律附表第一
 に掲記せる八十二の選舉區を代表して選舉せらるべし

第七十一條 「クエベック」には知事及び二院より組織せらるる立法府あるべし其一院は「クエック」立

法參事會と稱し他一院を同立法會と稱すべし

第七十二條「クエベック」立法參事會は二十四人の議員を以て組織せらる知事は女皇の名に於て「クエベック」の領權を捺捺したる文書を以て之を任命す

議會の權能

第九十一條 女皇は上院及び庶民院の協賛を以て此法律に於て領地の立法府に専屬せしめたる事項以外に付きては「加奈太」の平和秩序善良なる施政の爲めにする法律を制定することを得而して此條の意義を制限するにあらずして其意義を明確ならしめんが爲めに左に列記する事項は加奈太議會の立法權内に専屬せしめられたるものなることを宣明す

- 一、公債及び財産
- 二、通商貿易の規定
- 三、租税其他の方法による金額の徴收
- 四、公の信用による金錢の借入
- 五、郵便事務
- 六、人口調査及び統計
- 七、民兵陸海軍兵役及び國防

- 八、加奈太政府の文官及び他吏員の俸給手當を規定し準備すること
- 九、危險柱標、浮標、燈臺及び「セーブル島」
- 十、航海及び運輸
- 十一、海上檢疫、海事醫院の設立維持
- 十二、沿海、海灣漁業
- 十三、領地間及び領地と英領又外國間との渡船
- 十四、通貨及び造貨
- 十五、銀行業、銀行合併、紙幣の發行
- 十六、貯蓄銀行
- 十七、度量衡
- 十八、爲替及び約束手形
- 十九、利足
- 二十、法貨
- 二十一、破産及家賃分散
- 二十二、意匠發明の特許權



二十三、著作権

二十四、印度土人及び之に留保したる土地

二十五、歸化及び國籍喪失

二十六、結婚離婚

二十七、刑法及び刑事訴訟手續法

但裁判所不構成法は除外す

二十八、懲役場の設立維持及び所務

二十九、列記に漏れたるも猶ほ領地の専屬立法に付せらるる者

本條に列記したる各項に該る事項は此法律により領地立法府に専屬せしめられたる地方的又は私的性質の事項に屬するものと解すべからず

領地立法府の専屬權能

第九十二條 各領地の立法府は左に列記せる事項に付き専立法の權を有すべし

一、知事の職務に關する事項の外此法律の規定如何に拘はらず領地憲法を隨時に改正することを得べし

二、領地内の目的に支出する爲めの直接税

三、領地のみ信用を以てする金錢の借入

四、領地の應舎の建設土地の借入及び領地吏員の任命及び俸給仕拂

五、領地公有土地及び其地上の木材樹木の管理賣買

六、領地の監獄懲治場の設立維持管理

七、海事病院を除きたる領地の病院盲啞者不具者收容所慈惠院及び慈善組織の設立維持及び管理

八、領地内の市組織

九、領地的地方的若くは市の目的の爲めにする收入の財源を供する店舗遊覽場酒保競賣業及び其他の免許料

十、以下に列記したる者を除外したる地方工事及び企業

(甲) 汽船若くは其他の船舶、鐵道、掘割電信及び他の領地境界外と連絡する工事、企業

(乙) 領地と英國若くは外國と連絡する汽船航路

(丙) 全部領地内に位置せる工事と雖加奈太議會に於て「加奈太」全部又は數領地に涉りたる利益の事業と公表せられたる者

十一、領地内目的を有する社團の法人許可

十二、領地内の婚姻の舉式



- 十三、領地内の財産及び私権
- 十四、領地内の司法事務民事の領地裁判所の設立維持及び構成及び此等裁判所の民事訴訟手続法
- 十五、本條列記事項に關する領地法を施行する爲にする科料罰金若しくは拘禁
- 十六、單に地方的性質を帯ぶる一般事項

第八 濠洲聯邦組織法(一九〇〇年七月九日)抄

立法府

- 第一條 聯法の立法權は女皇、上院及代議院を以て構成する聯合立法府之を有す而して右聯合立法府は以下立法若しくは聯邦立法府と稱す
- 第二條 女皇の任命に係る總督は聯邦に於て陛下の代表者たるべし而して其在官聯邦内に於て陛下の委付せらるゝ權能を行使す但し本憲法に従ふことを要す
- 第五條 總督は適宜立法府開會の時期を定め布告し又は其の他の方法に依りて之に停會を命し及代議院に解散を命することを得
- 立法府は選舉會狀回付期日後三十日以内に召集せらるべし
- 立法府は聯邦建設後六ヶ月内に召集することを要す

第七條 上院は各州選出上院議員を以て組織す右議員は立法府が別段の定を爲す迄一州一選舉區と看做さるゝ各州の人民の直接選舉に依り選ばる

立法府が別段の定を爲す迄各元始州は六人の上院議員を選出す立法府は各州の上院議員數を増減する法規を設くることを得、但し各元始州代表員の數は常に相均しかるべく又各元始州議員數を六人以下に降すことを得ず

上院議員は六年の任期を以て選舉せらる而して其の氏名は各州の知事より總督に對し之を認證すべし

第八條 上院議員選舉人の資格は本憲法又は立法府の定むる代議院議員選舉人資格に同じ、但し上院議員の選舉に於ては各選舉人は一投票權を有するに止る

第十六條 上院議院被選舉資格は代議員の被選舉資格に同じ

第十七條 上院は議事に入る前其議長を選定す議長缺員と爲るときは更に之を選定すべし

第二十四條 代議院は聯邦内の人民の直接選舉に依る議員を以て組織す其員數は可成上院議員數の倍數に近からしむ

各州選出議員數は其口數に比例せしむべし而して立法府が別段の定を爲すまで必要ある場合には左記の方法に従ひ之を定む



一、聯邦の最近統計に依る全聯邦人口數を上院議員數の倍數を以て除したるものを議員配當數と爲す

二、各州選出議員は聯邦の最近統計に依る當該各州の人口を議員配當數を以て除したるもに従て之を定む若し議員配當數の半以上の殘數あるときは議員一人を増加す

但し本條規定に拘らず各元始州は尠くとも五人の議員を選定す

第二十六條 第二十四條の規定に拘らず第一選舉に於ける各州選出議員々數は左の如く定む

ニュー、サウス、ウエールズ 二十三人

ヅキクトリア 二十人

クインズランド 八人

南濠太利亞 六人

タスマニヤ 五人

若し西濠太利亞元始として加盟するときは各州議員の數左の如し

ニュー、サウス、ウエールズ 二十六人

ヅキクトリア 二十三人

クインズランド 九人

南濠太利亞 七人

西濠太利亞 五人

タスマニヤ 五人

第二十七條 本憲法に従ひ立法院は代議員數を増減する法規を制定することを得

第二十八條 代議員は其第一次開議より五年間存続し其の以上に及ばず但し總督は期限前之に解散を命ずることを得

第三十條 立法院が別段の規定を爲す迄代議院議員選舉人資格は各州立法部各院の選舉人資格として各州法規の定むるものに依る但し其選舉に付きては選舉は一投票權を有するに止る

第三十四條 立法院が別段の規定を爲す迄代議院議員被選舉資格は左の如し

一、滿二十一才以上にして代議院議員選舉の權利を有し又は選舉人たる資格を具有する者選舉の時聯邦の範圍内たる地に三年以上居住すること

二、女皇の臣民たること、但し生得の臣民たること英國法又は聯邦の一州と爲りたる植民地若しくは聯邦の法規に従ひ五年以上の歸化民たる者とを問はず

第五十一條 立法院は本憲法に遵由し左記事項に付き聯邦の安寧秩序の維持及び良好なる施政を爲すに必要な法規を制定するの權能を有す



- 一、他國及各州間の貿易商業
- 二、課税但各州又は其の一部間に差別を附することを得ず
- 三、或種貨物の生産輸出に對する奨励金下附但し聯邦内同一なることを要す
- 四、聯邦公債募集
- 五、郵便電信電話其の他類似の事業
- 六、聯邦及各州の海陸軍備並に聯邦法規の施行維持に要する公力の管理
- 七、燈臺、船航路、標識又浮標
- 八、天文、氣象、觀測
- 九、檢疫
- 十、領域外濠太利亞海漁業
- 十一、民政調査及統計
- 十二、通貨、造幣及法貨
- 十三、銀行(州立銀行を除く)各州以外に亘り取引を爲せる州立銀行、銀行組合、及紙幣發行
- 十四、各州内に限られたる以外の保險
- 十五、度量衡

- 十六、爲替手形約束手形
- 十七、破産及家資分散
- 十八、版權發明意匠權及商標
- 十九、歸化及國籍喪失
- 二十、外國社會及聯邦内に於て組織せらるゝ商業又は經濟社會
- 二十一、婚姻
- 二十二、離婚及婚姻訴訟附親權及未成年者監護
- 二十三、廢疾又は老年者救護金
- 二十四、各州裁判所の民刑事訴訟及判決の全聯邦内に對する執行
- 二十五、各州の法律條例記録又司法手續を全聯邦に對し承認せしむること
- 二十六、各州土着人種外の人種に對し特別法規を設くること
- 二十七、移民の出入
- 二十八、犯罪人の發生
- 二十九、外交事務
- 三十、聯邦と太平洋諸島の關係

三十一、立法府の権限内に屬する目的の爲に正常なる約款に基き各州又は個人の財産を取得するこ

と

三十二、聯邦の海陸軍輸送に關する鐵道の管理

三十三、當該各州の同意を得る聯邦と該州間約定の條款に依り其鐵道を聯邦取得すること

三十四、當該各州の同意を得て其の州内に鐵道を建設延長すること

三十五、一州以上に亘る工業上爭議の防遏鎮定の爲にする和解仲裁

三十六、立法府が別段の規定を爲す迄本憲法が規定を爲せる事項

三十七、各州の立法部が聯邦立法府に委任せる事項

但し右に關する法規は委任を爲せる當該州又は其法規を採用せる各州限り適用す

三十八、本憲法設定の時英國會又は濠太利亞聯邦聯合院に限り行使したる權能を關係各州立法部の

提議若は同意に依り全聯邦内に於て行使すること

三十九、本憲法に依り立法府又は其の一院若くは聯邦政府聯邦司法部又は聯邦の各部局又は官職に

附與せられたる權能の行使に附隨せる事項

第五十二條 立法府は本憲法に従ひ聯邦の安寧秩序を保持し且つ好良なる施設の爲左記事項に關し法
規を制定するの專權を有す

一、聯邦政廳の位地及公共の目的の爲に聯邦の占據する場所

二、本憲法に依り聯邦政府に移屬せる公務各部局に關する事項

三、其他本憲法に依り立法府の專權に屬せしめられたる事項

第五十三條 歳收又は金錢を支出し又は租税を賦課する法案は上院に發案することを得ず但し單に科
料其の他の罰金刑を科し又は免許料若くは勞務の報酬を徵收又は支出する規定あるの故を以て之を
前段に該當する法案なりと解することを得ず

上院は租税賦課法案若くは政府經常歳出の爲歳入又は金錢を支出する法案に修正を加ふることを得
ず

上院は凡ての法案に付き人民の負擔を増すべき修正を加ふることを得ず

上院は修正を加ふるの權限なき法案に付きては議事の程度を問はず何時にても之を代議院に返付し
て該案條項の削除修正を求むることを得而して代議院は之を適當と認むるときは其の意見に依り更
に變更を加へ又は加へずして右削除修正を爲すことを得

本條規定の外上院は凡ての法案に付き代議院と同一權能を有すべし

第五十六條 歳入又は金錢を支出する投票決議若くは法案は總督より其の支出の費途に付き同會期中
に先づ提案ありたるにあらざれば之を議決することを得ず



第五十七條 代議院の可決したる法案に付き上院之を否決し又は採決せず若くは代議院の同意せざる修正を加へて議決し而して三ヶ月後代議院は同會期又は次會期に再び上院の提議したる修正を加へ又は加へずして法案を可決したるに對し上院は否決し又は採決せず若くは代議院の同意せざる修正を加へて議決したるときは總督は上院及び議院に同時に解散を命ずることを得但し代議院の期限終了前六ヶ月内に係るときは右解散を命ずることなし

右解散後代議院更に上院の提議又は同意したる修正を加へ又は加へずして法案を議決し上院は之を否決し又は採決せず若くは代議院の同意せざる修正を加へて議決したるときは總督は上院及び代議員の聯合會議を開くことを得

聯合會議に出席せる議員は代議院の最後に提案したる法案に付又一院が提議し他院が同意せざりし修正あるときは其の修正に付合同して投票を行ふ而して右修正が上院及び代議院議員全員數の絶對多數に依り承認せられたるときは右修正は可決せられたるものとし又法案が其の修正と共に上院及び代議院議員全員數の絶對多數に依り承認せられたるときは適法に兩院の議決を経たるものと看做し女皇の裁可を得る爲之を總督に提出すべし

第五十八條 立法府兩院の議決を経たる法案女皇の裁可を得る爲め總督に提出せらるるときは總督は自己の裁決に従ひ但し本憲法に違ひし女皇の名を以て裁可す若くは裁可を與へず又は女皇の聖慮奉

伺の爲め留保する旨を宣言すべし

總督は其の提出せられたる法案を發案院に返付し且つ之と共に自己の提議する修正を傳達することを得而して該院は其の提議に付き審議することを得

第五十九條 女皇は總督の裁可後一年内に之を取消すことを得而して其の取消は總督より立法長各院に對する口頭又は文書の通牒若くは布告に依り其の通告を爲すべく該法規は右通告の日より效力を失ふべし

第六十條 女皇の聖慮奉伺の爲め留保せらるる法案は女皇の裁可を得る爲め知事に提出したるより二年内に總督より立法各院に對し口頭又は文書に依る通牒若くは布告を以て該案が女皇の裁可を受けたる旨の通告あるにあらざれば其の效力を生せず

行政府

第六十二條 總督の諮問に應ずる爲聯邦政府に聯邦參事會を置く參事會員は總督之を選定招集し總督の信任中在職す

第六十三條 本憲法の規定中參事會に於ける總督とあるは參事會の議を経て行ふ總督の義に解すべし

第六十四條 總督は參事會の議を経て定めたる聯邦國務各部に付其の長官を任命するの權を有す

右長官は總督の信任中在職し參事會員たるべく且つ女皇の聯邦國務内閣員たるべし

第六十五條 立法府が別段の規定を爲す迄國務開員の數は七人以下たるべし而して立法府の規定する職務を保有す若し其の規定なきは總督の定むる所に依る

各州

第一百十四條 各州は聯邦立法府の同意を得ずして海陸軍隊を設置維持することを得ず又聯邦の有たる各種財産に課税することを得ず聯邦も亦各州所有の各種財産に課税することを得ず

第一百十五條 各州は造幣の權を有せず又金銀貨以外のものを以て支拂決済の法貨と爲すことを得ず

第一百十六條 聯邦は或宗教を公教と爲し又は宗教上の議式を命じ若くは信教の自由を禁止する法規を設くることを得ず而して聯邦内官職若くは公務に關する資格として宗派の審査を要することなかるべし

第一百十七條 聯邦の或一州内に居住する女皇の臣民は其の所屬州を異にするが爲めに他州に於て何等無資格若くは差等を附したる待遇を受くることなかるべし

第九 ニュージールランド植民地代議憲法許容法抄 (千八百五十二年六月三十一日)

第二條 本法に依り、ニュージールランドに左の各州を設く

オークランド

ニュー、プリマツス

ウェルリントン

ネルソン

カンダーバリー

オタゴ

各州の境界は、ニュージールランドに於て本法公布の後成るべく速に知事の布告を以て之を定むべし

第三條 本法に依り設けられたる前記各州及び以下規定する所に從ひ今後設けらるべき各州には監督官及び州會を置く該州會は知事の布告を以て指定する九人以上の員數を以て組織せらるべし

第四條 本法に依り設けらるる各州に會議員第一次選舉會狀發布の際若くは其の前以下定むる所に從ひ州會議員選舉の資格を有する者は監督官を選挙す而して本法不定の州會存続期間終了に際し又は滿期前解散の際前記資格者は監督官として現任者又は其他の者を選挙す監督官は後任者の選舉まで其の職を保有すべし但しニュージールランド知事は陛下に代りて選舉不認可を命ずることを得

第七條 各州會議員は下の資格を有する州内住民の投票により選舉せらる即ち二十一才以上にして選舉人名簿登錄前六ヶ月以上選舉區内に公課負擔を控除し純價格五十磅以上の土地を所有し又は普通法若くは衡平法に依り之を保有する者又は年十磅以上の價格ある借地を選舉人名簿登錄の時三年以



上の定にて借地せる者又は同上借地を登録前現に三年以上借地せる者又は市街地(知事之を指定す)内に於て年十磅以上の邸宅に居住する選舉區内の借家人若しくは市街地外に在りては年五磅以上の邸宅に住居する借家人にして選舉人名簿登録前六ヶ月以上前記邸宅に住居するものは適法に登録せらるゝときは議員選舉票の権利を有す

第十條 州會議員は二會期間引續き出席せざるべき及び破産宣告を受け又は家産分散法に依り家産分散者となり又は公金費消者となり若しくは叛逆罪の訴追を受け重罪若しくは破廉恥罪に依り處刑せられたるときは其の職を失ひ議席は缺員となる

第十一條 州會議員失職に關する爭議は州會之を審理裁斷す特に委託せられたる爭議に付きては監督官之を裁決す而して他の方法に依りて決することなし

第十二條 州會議員缺員と爲るときは監督官は之が補決の爲め直に新議員選舉の會狀を發すべし但し補欠議員の任期は該州會存續殘期間に限り其の以上及ばす

第十八條 監督官は州會の協賛に依り州内安寧秩序の維持及良好なる施政の爲めに必要な法規を制定することを得但し英國法に抵觸することを得ず

第十九條 監督官及び州會は左記目的の爲めにする法規を制定することを得す
一、州内各港各地に於ける各貨物輸出入に課せらるべき關稅の賦課及び其の規則

二、民事刑事裁判所の設置廢止及び其の組織權限の變更但しニュージーランド法に依り簡易なる手續を以て處刑し得べき犯罪の審理處刑の爲にする裁判所に付きては此の限りに在らず

三、通貨紙幣に關する規則

四、州内若しくは其の一部に使用せらるべき度量衡規則

五、州内郵便に關する規則

六、破産又は家産分散に關する規則の制定改廢

七、沿海航路標識燈臺の設置及び維持

八、州内各港に於ける船積稅の賦課

九、結婚に關する規則

十、御料地若しくは土着地主の名義を存する土地に關涉する事項

十一、歐洲人及び其の子孫に適用せずして土人のみに對し或資格を奪ひ若しくは制限を課すること

十二、如何なる方法に依るを問はずニュージーランド刑法を變更する事項但しニュージーランド刑法に依り簡易手續を以て治罪し得べき犯罪の審理科刑に關する事項は此限りに在らず

十三、動産不動産相續手續の規則又は遺言に關する法規に關涉する事項

第三十二條 ニュージーランド植民地内に一の總議會を設く總議會は知事立法院及び代議院を以て之



を組織す

一一六

第三十三條 ニュージールランド立法院構成の爲め總議會第一次會期として指定せられたる時期以前に於て陛下は親署の勅書を以て知事をして陛下の適當と認むる十人以上の人員を立法院に召喚せしむることを得又陛下は随時前記同一の方法に依り缺員補充の爲め適當と認むる人員を立法院に召喚せしむることを得召喚を受けたる者は之に由りて立法院議員となる但し二十一才以上にして陛下の生得の臣民たり又は英國法に依り若くはニュージールランド法に依り歸化したる陛下の臣民に非ざれば右召喚を受くること無かるべし

第三十四條 ニュージールランド立法院議員は修身其の職を保有すべし但し以下定むる所に従ひ其の職を失ふことあるべし

第三十八條 知事は随時立法院の一員を該院議長に指名し及び之を免黜し後任者を任命するの權を有す

第四十條 代議院構成の爲め以下定むる時期内及び其の後必要ある場合には随時知事は陛下の名を以てする布告に依り代議院を招集することを得代議院は四十二人以下二十五人以上知事の布告を以て定むる員數より成る而して代議院は總議會解散せらるゝに非ざれば其の議員選舉會狀回付の日より五年間存続すべく其の以上に及ばず

第四十一條 知事は布告を以てニュージールランド内代議院議員選舉の爲め便宜選舉區を設け該選舉區選出議員數を指定し及び州會の選舉に付定むる規定以上に必要ある場合には選舉人名簿の登錄修正に關する規定並に選舉吏員の任命代議院議員選舉會狀の發布執行及び回付、開票、選舉の秩序公正を確保するに必要なる規定を設くことを得

第四十二條 代議院議員は其の選舉區内に於て州會議員選舉に付要すると同一資格を有し且適法に選舉人名簿に登録を受けたるニュージールランド住民の投票に依り選舉せらるゝ、選舉資格を有する者は又被選舉資格を有す

第四十四條 ニュージールランド總議會はニュージールランド内に於て知事が随時布告を以て定むる場所及び時期に之を開く最初の總議會は代議員選舉會狀回付後成るべく速に之を開くべきものとす又知事は其の意見に従ひ總議會の停會又は解散を命ずることを得

第五十三條 總議會は(以下規定に従ひ)ニュージールランドの安寧秩序の保持及び良好なる施政の爲め必要なる法律を設くるの權限を有す但該法律は英國法に違反することを許さず而して右總議會制定の法律は之に牴觸する州會制定の法令に對し優越の效力を有し之を廢止す而して州會が本法の附與する權能に基き立法の權限ある事項に關し制定したる法令も總議會議決の法令と牴觸する限り無効たるべし

一一七

第五十四條 代議院又は立法院は知事が陛下に代りて先づ提案するに非ざればニュージールランド内陸下收入中より或金額を公共用途に充當するの議案を決議することを得ず知事亦該案を認可することを得ず而して本法に別段の定ある場合の外ニュージールランド内陸下收入金は出納官に對する知事自署の命令に依るに非ざれば之を支出することを得ず

第五十五條 知事は立法院の審議に附する爲め其の提案せんと欲する法律案を各院に傳達することを得各院は議事規則中之が爲めに定めたる便宜の方法に従ひ之を審議すべし

第五十六條 立法院及び代議院の議決を経たる議案裁可を得る爲め知事に提出さるゝときは知事は之に對し自己の裁決を以て但し本法の規定及び隨時特に陛下若しくは其の繼承者より發せらるゝ訓令に従ひ陛下の名を以て該案を裁可す又は裁可せず若しくは陛下聖慮の表明を俟つ爲め留保すとの宣言を爲す但し知事は其の提出を受けたる議案に對し自己の意見は表示する前自己の適當と認むる所に依り修正を加へて該案を立法院又は代議院に差戻すことを得此の場合には各院は議事規則中之が爲めに定めたる便宜の方法に従ひ該修正を審議すべし

第五十七條 陛下は樞密院に諮詢の上又は親署且御璽を鈴せる詔書を以て若しくは國務尙書の手を経てニュージールランド知事に對し知事が立法院及び代議院の議決を経たる議案に裁可を與へ若しくは之を拒絶し又は聖慮の表明を俟つ爲め留保するに付き其指導の爲め必要と認むる訓令を發することを得

第五十八條 裁可を得る爲め知事に提出せられたる議案が陛下の名を以て知事より裁可を受くるときは知事は遲滞なく該案の正本を國務尙書の一人に進達すべし陛下は國務尙書が該案を受領したる後六年内何時にても裁可の取消を宣言することを得裁可の取消は議案受領の日を證する國務尙書の署名捺印ある證明書と併せて知事之を立法院及び代議院に對するに頭又は文書の通牒若しくは公布式による刊行物掲記の布告を以て告知す而して此の告知以後議案は其の効力を失ふ

第十 佛蘭西に於ける各植民地の代表

一、元老院の組織に關する千八百七十五年二月二十四日の法律

第一條 元老院は三百名の議員を以て組織す内二百二十五名は府縣及植民地より選出せる

第二條 マルチニツク、グアートループ、レウニオン及び印度よりは各一名の元老院議員を選出す

第三條 府縣及植民地選出の元老院議員は過半数を以て選舉す而して若し其必要あれば植民地及縣府の主要地の選舉會は連記投票を以て選舉を行ふ此選舉會は第一、下院議員 第二、縣會員 第三、郡會議員 及第四、市町の選舉人中より各町村會に對し一人つゝ選出したる委員を以て組織す

二、下院議員の選舉に關する千八百七十五年十二月三十日の法律

第二十一條 元老院の組織に關する千七百七十五年二月二十一日の法律に依て元老院議員の選舉を認許したる四領有地より各一名の下院議員を選舉すべし
選舉法の修正を目的とする千八百八十五年六月十六日の法律

第一條 下院議員は速記投票を以て選舉す

第二條 選舉表の指示する所に依ればベルフォールより二名アルゼリー六名其他の諸植民地より十名の割合を以て下院議員を選舉す此選舉表は法律に依るにあらざれば變更することを得ず

植民地

議員數

コシヤンシン	一
グアドループ	二
ギヤンス、フランシエーズ	一
アンド、フランセーズ	一
マルチニツク	二
レウニオン	二
セネガル	一

三、交趾支那植民地議會設置に關する千八百八十年二月八日の命令抄

(一) 植民地議會の組織

第一條 交趾支那に植民地議會を設け之を西貢に置く植民地議會純佛國人民若くは歸化佛國人民たる六人の議員、亞細亞人にして佛國人民たる六人の議員、評議會議員中より任命せらるゝ二人の議員及商業會議所の選出に係る二人の議員を以て組織す

第五條 佛國人民たる議員の選舉は普通直接選舉により無記名投票を以て之を行ふ

公私權を享有する佛國人民若くは歸化人は選舉人招集の日に於て一年以上植民地に住所を有し且つ法律上無能力の原因なきときは選舉權を有し選舉期日以前に選舉人名簿に記載せられ若くは記載せらるべきものにして一年以上植民地に住所を有する滿二十五歳以上の者は被選舉權を有す

第十六條 土人議員は各選舉區に於て紳士の投票を以て指定せる各市區委員團隊之を選舉す

第十八條 千八百八十六年以後は佛語に通せざる土人は議員たることを得ず

第三十一條 植民地議會は總督を經由して植民地の特別利益に關する要求を海軍大臣及植民大臣に提出することを得

審議は政治に涉ることを得ず



(二) 植民地議會の權限

第三十五條 議會は左の事項に付き其意見を述ぶるものとす各地產出物品に對する海上入市稅率同植民地内に適用する關稅率

舉選區、州、市及首地の變更

法律上其承認を要し及總督の諮詢にかゝる植民地一切の利益問題

第三十六條 豫算は植民地議會之を審議し評議會の決議を経て總督之を決定するものとす

豫算は左の事項を包含するものとす

一、國庫の一般基金を以て購入したる物品の賣却又は讓渡及本國の豫算に計上せられたる體給の收入を除く外各種の收入

二、總督の體給財務官及軍衛に關する經費以外の一切の支出

四、交趾支那植民地議會に關する千八百八十八年九月二十八日の命令抄

第一條 千八百八十七年十月六日の命令を以て改正せる千八百八十年二月八日の命令第三十二條第三

十三條第三十四條及第三十八條は以下數條の如く改正す

第三十二條 植民地議會は左の事項を議決するものとす

一、公共事務に供せられざる植民地所有の動産及不動産の取得、有償若くは無償の處分、交換、用法の變更管理方法、但官有地の競賣は評議會の決議を経たる政廳の許可を得て之を行ふべきものとす

二、期間の長短を問はず取得したる又は小作若くは賃借として借受けたる財産の賃貸

三、植民地の名義にて提記すべき又は植民地に對し提記せらるべき訴訟但し緊急の場合を除く場合に於ては總督は豫め議會の決議を経ることなく訴訟を提起し又は之に應じ且つ總ての保存行爲を爲すことを得

四、植民地の權利に關する和解

五、負擔を附せず用途を指定せずして植民地に爲したる不動産の贈與及遺贈の承認又は拒絕但此贈與及遺贈が請求權を生ぜざることに限る

六、道路の等級編入、管理及廢除

七、植民地の負擔に屬する通路、道路又は其他の工事の費用を分擔する爲め町村團體又は個人に於て爲したる提供

八、團體、會社又は個人に對する植民地の特許

九、本國が施行すべき工事にして植民地の利害に關するもの、費用に對する植民地の負擔額

十、植民地の費用を以て施行すべき工事の計畫

十一、殖民地所有の動産及不動産の保険
植民地議會は又植民經費支辨の爲め必要なる各種の税租及賦課金の率を決議す但し關稅及海による入市税を除く

此等の事項に關して爲したる決議は會期終了後一ヶ月の期間内に總督が權限踰越又は法律若くは法律に等しき效力を有する規則に違反するを理由として之が取消を請求せざる時は確定し且つ施行せらるべきものとす此取消は海軍大臣の報告に基き共和國大統領の命令を以て之を宣告するものとす

第三十三條 植民地議會は左の事項を審議す

一、契約せらるべき借財及承諾せらるべき金錢上の擔保

二、第二十五條第七段に規定せる特別條件以外に於て植民地に對する贈與若くは遺贈の承認及拒絕

三、賦課金及租税の決定方法及徴收規則

前記各項に關する植民地議會の決議は共和國大統領の承諾を要するものとす

緊急の場合に於て總督は評議會の決議を経て租税及賦課金の決定方法若くは徴收規則を假に施行することを得

四、公共事務の用に供せらるる、植民地所有財産の取得處分及交換

前記事項に關する審議は評議會の決議を経たる總督の決定を以て承諾せらるることを要す

第三十四條 形式の如何に拘はらず直接若くは間接の利益は行政事項を除くの外官吏若くは其一階級に附與することを得す

前項の規定に反する植民地議會の議決は無効とす

第三十八條 支出豫算は第一強制經費第二隨意經費の二部に分つものとす

強制經費に屬するものは左の如し

一、既存債務但し植民地の契約にかゝる借財の利息及償還金を含む

二、命令を以て定めたる地方廳、對土人行政廳、政廳、評議會、裁判所、一般警察間接稅々務署、稅關、感化院及監獄署の吏員に關する經費

三、前記事務の用に供する物資の經費にして命令を以て定めたる最低限

四、命令を以て定めたる總督、地方長官、檢事、印度支那裁判所長の交際費

五、憲兵の宿舍費

六、安南軍隊の給料、宿舍費、被服費及食費

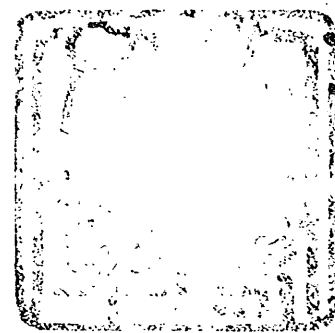
七、地方事務收入支出の豫算書及十年毎に作製する戸籍原簿の印刷費

八、植民地文書及勸業場に關する毎年の經費にして命令を以て地方豫算の負擔に歸せしめたる額

九、前條及千八百八十八年の命令により植民地の負ふべき負擔額



第一部は尙ほ豫備金を包含するものとす主務大臣は毎年其最低限を定め之を總督の處分に委す



大正十四年二月二十日印刷
大正十四年二月廿五日發行

朝鮮總督府

京城府長谷川町七十六番地

印刷所 會社名 近澤印刷所